18　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係

Ⅰ　総則 4
Ⅰ－１　意義 4
Ⅰ－２　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の該当性の判断基準 5
Ⅱ　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督上の着眼点 9
Ⅱ－１　経営管理等 9
Ⅱ－１－１　意義 9
Ⅱ－１－２　主な着眼点 9
Ⅱ－２　業務の適切性等 11
Ⅱ－２－１　法令等遵守 11
Ⅱ－２－１－１　法令等遵守（コンプライアンス）態勢等 11
Ⅱ－２－１－１－１　意義 11
Ⅱ－２－１－１－２　主な着眼点 11
Ⅱ－２－１－２　広告規制 12
Ⅱ－２－１－２－１　意義 12
Ⅱ－２－１－２－２　主な着眼点 12
Ⅱ－２－１－３　禁止行為 13
Ⅱ－２－１－３－１　意義 13
Ⅱ－２－１－３－２　主な着眼点 14
Ⅱ－２－１－４　反社会的勢力による被害の防止 16
Ⅱ－２－１－４－１　意義 16
Ⅱ－２－１－４－２　主な着眼点 17
Ⅱ－２－１－５　不祥事件に対する監督上の対応 19
Ⅱ－２－１－５－１　意義 19
Ⅱ－２－１－５－２　主な着眼点 20
Ⅱ－２－１－６　顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第２条） 20
Ⅱ－２－２　利用者保護のための情報提供・相談機能等 21
Ⅱ－２－２－１　利用者保護措置等 21
Ⅱ－２－２－１－１　意義 21
Ⅱ－２－２－１－２　主な着眼点 21
Ⅱ－２－２－２　帳簿書類 28
Ⅱ－２－２－２－１　意義 28
Ⅱ－２－２－２－２　主な着眼点 28
Ⅱ－２－２－３　利用者に関する情報管理態勢 29
Ⅱ－２－２－３－１　意義 29
Ⅱ－２－２－３－２　主な着眼点 30
Ⅱ－２－２－４　苦情等への対処 32
Ⅱ－２－２－４－１　意義 32
Ⅱ－２－２－４－２　主な着眼点 32

Ⅱ－２－２－５　特定電子決済手段等取引契約に係る留意事項 34
Ⅱ－２－３　事務運営 35
Ⅱ－２－３－１　システムリスク管理 35
Ⅱ－２－３－１－１　意義 35
Ⅱ－２－３－１－２　主な着眼点 36
Ⅱ－２－３－１－３　システム障害等が発生した場合の対応 43
Ⅱ－２－３－１－４　システムの更新・統合時等の対応 44
Ⅱ－２－３－２　事務リスク管理 44
Ⅱ－２－３－２－１　意義 45
Ⅱ－２－３－２－２　主な着眼点 45
Ⅱ－２－３－３　外部委託 45
Ⅱ－２－３－３－１　意義 45
Ⅱ－２－３－３－２　主な着眼点 46
Ⅱ－２－４　障害者への対応 47
Ⅱ－２－４－１　意義 47
Ⅱ－２－４－２　主な着眼点 47
Ⅱ－３　監督手法・対応 47
Ⅱ－４　外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する基本的考え方 48
Ⅱ－４－１　外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の勧誘の禁止 48
Ⅱ－４－２　外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引 48
Ⅲ　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督に係る事務処理上の留意点 49
Ⅲ－１　一般的な事務処理等 49
Ⅲ－１－１　検査・監督事務に係る基本的考え方 49
Ⅲ－１－２　検査・監督事務の進め方 50
Ⅲ－１－３　検査・監督事務の具体的手法 50
Ⅲ－１－４　監督部局間の連携 51
Ⅲ－１－５　内部委任 52
Ⅲ－２　諸手続 52
Ⅲ－２－１　登録の申請、届出書の受理等 52
Ⅲ－２－２　法第 63 条の 22 の 17 に基づく報告書について 57
Ⅲ－２－３　廃止等の取扱い 58
Ⅲ－２－４　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が提出する報告書における記載上の留意点 58
Ⅲ－２－５　書面・対面による手続きについての留意点 58
Ⅲ－２－６　申請書等を提出するに当たっての留意点 59
Ⅲ－３　行政処分を行う際の留意点 59
Ⅲ－４　行政手続法等との関係等 62
Ⅲ－５　意見交換制度 63
Ⅲ－６　営業所又は事務所の所在の確知 63

Ⅲ－７　不利益処分の公表に関する考え方.................................... 63
Ⅲ－８　行政処分の連絡.. 64

Ⅰ　総則

Ⅰ－１　意義

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者とは、法第 63 条の 22 の２の登録を受けた者をいう。

① 電子決済手段等取引業者以外の者が、電子決済手段等取引業者の委託を受けて、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者のために行うこと

② 暗号資産交換業者以外の者が、暗号資産交換業者の委託を受けて、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介を当該暗号資産交換業者のために行うこと

所属電子決済手段等取引業者とは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が上記①に掲げる行為（以下「電子決済手段仲介行為」という。）の委託を受ける電子決済手段等取引業者（法第 62 条の８第２項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者を含む。）をいい、所属暗号資産交換業者とは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が上記②に掲げる行為（以下「暗号資産仲介行為」という。）の委託を受ける暗号資産交換業者をいう。

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、自ら電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行う者として、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関し、電子決済手段仲介行為に係る業務を行う場合には、電子決済手段仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び電子決済手段仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を、暗号資産仲介行為に係る業務を行う場合には、暗号資産仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び暗号資産仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置をそれぞれ講じなければならないが、所属電子決済手段等取引業者又は所属暗号資産交換業者（以下「所属電子決済手段等取引業者等」という。）もまた、その委託する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段仲介行為に係る業務を行う場合には、電子決済手段仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び電子決済手段仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が暗号資産仲介行為に係る業務を行う場合には、暗号資産仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び暗号資産仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置をそれぞれ講じる責任を負うこととされている。資金決済法が、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のみならず、所属電子決済手段等取引業者等にこのような責任を負わせた趣旨は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務の利用者の保護を図り、及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保する責任は、第一義的には所属電子決済手段等取引業者等が果たさなければならないということを宣言したものであり、電子決済手段・暗号資産サー

ビス仲介業者の監督に当たっても、所属電子決済手段等取引業者等の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。

Ⅰ－２　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の該当性の判断基準

当局は、法第２条第 18 項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の定義に照らして判断するものとする。

① 法第２条第18項に規定する「業として行うこと」とは、「対公衆性」のある行為で「反復継続性」をもって行うことをいうものと解されるが、具体的な行為が「対公衆性」や「反復継続性」を有するものであるか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断するべきである。なお、「対公衆性」や「反復継続性」については、現実に「対公衆性」のある行為が反復継続して行われている場合のみならず、「対公衆性」や「反復継続性」が想定されている場合等も含まれる点に留意する。

② 法第２条第18項第１号に規定する「電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介」（以下「電子決済手段の売買等の媒介」という。）に該当するか否かは、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を内容とする契約（以下「電子決済手段の売買等を内容とする契約」という。）の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置づけを踏まえた上で総合的に判断する必要があり、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに電子決済手段の売買等の媒介に該当しないと判断することは適切でないことに留意する。例えば、電子決済手段の売買等を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、原則として、特定の者に対して第三者との電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価できることから、電子決済手段の売買等の媒介に該当する。

イ．電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結の勧誘

ロ．電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結の勧誘を目的とした商品説明

ハ．電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉

（注１）媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して第三者との電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものとする。

なお、事業者（オンラインゲーム等のサービスを提供する事業者を含む。）が、自らのサービスの顧客を電子決済手段等取引業者に送客する場合（送客元のサービスに係る画面上で電子決済手段の取引の機会を提供する場合を含む。）において、提供される電子決済手段の取引の相手方が電子決済手段等取引業者であること及び当該取引等に係る説明等が当該電子決済手段等取

引業者により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、当該事業者において、独自に、取引に係る情報の追加、説明内容の加工、電子決済手段の取引の勧誘・推奨・説明又は取引の成立に向けた条件交渉を行わないなど、電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価されない限りにおいて、電子決済手段の売買等の媒介に至らない行為といえる。

（注２）電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に関して以下の各行為の事務処理の一部のみを行うに過ぎない場合は、電子決済手段の売買等の媒介に至らない行為といえる場合もある。

・　商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供（電磁的方法によるものを含む。）。ただし、単なる配布又は交付若しくは提供を超えて、配布又は交付若しくは提供する資料の記載方法・内容等の説明まで行う場合には電子決済手段の売買等の媒介に当たることがあり得る。また、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて電子決済手段等取引業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にウェブサイト上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。
・　契約申込書及びその添付書類等の受領・回収。ただし、契約申込書の単なる受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合には、電子決済手段の売買等の媒介に当たることがあり得る。
・　セミナー等における一般的な電子決済手段の仕組み・活用法等についての説明。
・　勧誘行為をせず、単に顧客を電子決済手段等取引業者に紹介する業務。なお、「紹介」には、以下の行為を含む（各行為の全部又は一部を組み合わせるものであったとしても「紹介」に含まれる場合がある）。

a. 当該業者の店舗に、電子決済手段等取引業者が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。

b. 対面又は当該業者のウェブサイト上等において、当該業者と電子決済手段等取引業者の関係又は当該電子決済手段等取引業者の業務内容について説明を行うこと。

c. 当該業者のウェブサイト上等において、電子決済手段等取引業者のサイトへの単なるリンクの設定や電子決済手段等取引業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載のみを行い、電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に至る交渉や手続は当該電子決済手段等取引業者と顧客との間で行い、当該契約の締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。ただし、当該リンクの設定や当該コンテンツの転載とあわせ

て、当該業者独自の見解として当該商品等を推奨・説明する場合には、電子決済手段の売買等の媒介に当たることがあり得る。

③　所属電子決済手段等取引業者等が利用者に対して電子決済手段を引き渡し、その引き換えに利用者から暗号資産を受領する場合は、法第２条第10項第１号に規定する「電子決済手段の売買」に該当する結果、そのような行為の媒介は、電子決済手段仲介行為に該当することに留意する。

④　電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を所属電子決済手段等取引業者の委託を受けずに業として行う場合には、電子決済手段等取引業の登録が必要となることに留意する。

⑤　法第２条第18項第２号に規定する「暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介」（以下「暗号資産の売買等の媒介」という。）に該当するか否かは、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を内容とする契約（以下「暗号資産の売買等を内容とする契約」という。）の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置づけを踏まえた上で総合的に判断する必要があり、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに暗号資産の売買等の媒介に該当しないと判断することは適切でないことに留意する。例えば、暗号資産の売買等を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、原則として、特定の者に対して第三者との暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価できることから、暗号資産の売買等の媒介に該当する。

イ．暗号資産の売買等を内容とする契約の締結の勧誘

ロ．暗号資産の売買等を内容とする契約の締結の勧誘を目的とした商品説明

ハ．暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉

（注１）媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して第三者との暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものとする。

　なお、事業者（オンラインゲーム等のサービスを提供する事業者を含む。）が、自らのサービスの顧客を暗号資産交換業者に送客する場合（送客元のサービスに係る画面上で暗号資産の取引の機会を提供する場合を含む。）において、提供される暗号資産の取引の相手方が暗号資産交換業者であること及び当該取引等に係る説明等が当該暗号資産交換業者により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、当該事業者において、独自に、取引に係る情報の追加、説明内容の加工、暗号資産の取引の勧誘・推奨・説明又は取引の成立に向けた条件交渉を行わないなど、暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価されない限りにおいて、暗号資産の売買等の媒介に至らない行為といえる。

（注２）ただし、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に関して以下の各行為の事務処理の一部のみを行うに過ぎない場合は、暗号資産の売買等の媒介

に至らない行為といえる場合もある。

・　商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供（電磁的方法によるものを含む。）。ただし、単なる配布又は交付若しくは提供を超えて、配布又は交付若しくは提供する資料の記載方法・内容等の説明まで行う場合には暗号資産の売買等の媒介に当たることがあり得る。また、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にウェブサイト上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

・　契約申込書及びその添付書類等の受領・回収。ただし、契約申込書の単なる受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合には、暗号資産の売買等の媒介に当たることがあり得る。

・　セミナー等における一般的な暗号資産の仕組み・活用法等についての説明。

・　勧誘行為をせず、単に顧客を暗号資産交換業者に紹介する業務。なお、「紹介」には、以下の行為を含む（各行為の全部又は一部を組み合わせるものであったとしても「紹介」に含まれる場合がある）。

a. 当該業者の店舗に、暗号資産交換業者が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。

b. 対面又は当該業者のウェブサイト上等において、当該業者と暗号資産交換業者の関係又は当該暗号資産交換業者の業務内容について説明を行うこと。

c. 当該業者のウェブサイト上等において、暗号資産交換業者のサイトへの単なるリンクの設定や暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載のみを行い、暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に至る交渉や手続は当該暗号資産交換業者と顧客との間で行い、当該契約の締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。ただし、当該リンクの設定や当該コンテンツの転載とあわせて、当該業者独自の見解として当該商品等を推奨・説明する場合には、暗号資産の売買等の媒介に当たることがあり得る。

⑥　所属電子決済手段等取引業者等が利用者に対して暗号資産を引き渡し、その引き換えに利用者から電子決済手段を受領する場合は、法第２条第15項第１号に規定する「暗号資産の売買」に該当する結果、そのような行為の媒介は、暗号資産仲介行為に該当することに留意する。

⑦　暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介を所属暗号資産交換業者の委託を受けずに業として行う場合には、暗号資産交換業の登録が必要となることに留意する。

Ⅱ　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督上の着眼点

Ⅱ－１　経営管理等

Ⅱ－１－１　意義

業務運営態勢の維持・向上に当たっては、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理が行われることが重要である。

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。なお、監督に当たっては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を取り巻く環境の変化を注視しつつ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の自主性を尊重するとともに、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対しては専業規定がなく、業態や規模等が多岐に亘っていることに留意し、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業容や特性の変化を含む実態を踏まえて対応する必要がある。

Ⅱ－１－２　主な着眼点

①　経営陣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し、必要に応じ見直しを行っているか。

②　経営陣は、ビジネスモデル、業務内容、経営規模、海外拠点の設置状況、取り扱う電子決済手段又は暗号資産の特性等を勘案の上、業務を行うことにより生じ得る経営上のリスクを特定し、評価することとしているか。また、特定・評価した経営上のリスクへの対応方法に関して、経営計画及び経営管理に反映しているか。

（注）経営上のリスクの特定・評価に当たっては、各部門（営業部門・内部管理部門・内部監査部門）にて検知された各種リスクの分析（海外拠点を有する場合には、当該海外拠点との関係を踏まえること）を行う態勢が整備されている必要があることに留意する。

③　取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

④　経営陣は、法に基づき、利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保すること等が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に求められることを十分認識し、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、法令等遵守や適正な業務運営を確保するため、内部管理部門及び内部監査部門の機能強化など、内部管理態勢の確立・整備（必要な人的・物的資源の確保を含む。）に関する事項を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的な方針の策定及び周知徹底について、誠実かつ率先して取り組んでいるか。

（注）本事務ガイドラインでいう「内部管理部門」とは、法令及び社内規則等を遵守した業務運営を確保するための内部事務管理部署、法務部署等をいう。また、「内部監査部門」とは、営業部門から独立した検査部署、監査部署等をいい、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。

⑤　経営陣は、営業所長の権限に応じた監視などについて、内部管理部門が利用者対応を行う部署に対し、適切な業務運営を確保するためのモニタリング・検証及び改善策の策定等を行う態勢を整備しているか。

⑥　経営陣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務に関する内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢を構築しているか（ただし、所属電子決済手段等取引業者等により内部監査が適切に実施される体制が確保されている場合を除く。）。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。さらに、内部監査の結果について、改善策を策定・実施するなど適切な措置を講じるとともに、指摘事項の改善状況をフォローアップしているか。

⑦　経営陣は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する公共の信頼を維持し、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務の適切性のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年６月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下Ⅱ－１－２において「政府指針」という。）の内容を踏まえて決定した基本方針を社内外に宣言しているか。

　さらに、政府指針を踏まえた基本方針を実現するための態勢を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

⑧　内部管理部門において、業務運営全般に関し、法令及び社内規則等に則った適正な業務を遂行するための適切なモニタリング・検証が行われているか。また、重大な問題等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか。

⑨　内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。

⑩　内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。

⑪　内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく経営陣に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

⑫　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模等を踏まえ、外部監査（所属電子決済手段等取引業者等による外部監査を含む。）を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用しても差し支えないところ、外部監査を利用する場合には、以下のような態勢を整備しているか。

イ．外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。

ロ．外部監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会又は監査役会に報告されているか。

ハ．被監査部門は、外部監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。また内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。

Ⅱ－２　業務の適切性等

Ⅱ－２－１　法令等遵守

Ⅱ－２－１－１　法令等遵守（コンプライアンス）態勢等

Ⅱ－２－１－１－１　意義

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が法令や社内規則等を厳格に遵守し、適正かつ確実な業務運営に努めることは、利用者の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に対する信頼を向上させることになり、ひいては電子決済手段や暗号資産の更なる流通・発展を通じた利用者利便の向上という観点から重要である。

また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、適正かつ確実な業務運営を確保する観点から、業務に関し、その規模・特性に応じた社内規則等を定め、不断の見直しを行うとともに、役員及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務に従事する使用人その他の従業者（以下「役職員」という。）に対して社内教育を行うほか、その遵守状況を検証する必要がある。

なお、本事務ガイドラインの各着眼点に記載されている字義どおりの対応が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者においてなされていない場合であっても、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模や特性などからみて、利用者の利益の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

Ⅱ－２－１－１－２　主な着眼点

①　コンプライアンスが経営の最重要課題の一つとして位置付けられ、その実践に係る基本的な方針、さらに具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等が策定されているか。また、これらの方針等は役職員に対して周知徹底が図られ、十分に理解されるとともに日常の業務運営において実践されているか。

②　実践計画や行動規範は、定期的又は必要に応じ随時に、評価及びフォローアップが行われているか。また、内容の見直しが行われているか。

③　コンプライアンスに関する研修・教育体制が確立・充実され、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めているか。また、研修の評価及びフォローアップが適宜行われ、内容の見直しを行うなど、実効性の確保に努めているか。

④　役職員による不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。

イ．役職員による、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換その他の取引に係る社内規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。

ロ．役職員による不公正な行為の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。

ハ．内閣府令第 26 条第１項第５号に基づき、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の取り扱う若しくは新規に取り扱おうとする電子決済手段又は当該電子

決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所属電子決済手段等取引者に関する重要な情報であって利用者の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該所属電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業の全ての利用者が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。以下「電子決済手段関係情報」という。）を入手し得る立場にある役職員による電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換その他の取引の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。

（注）役職員による不公正な行為とは、電子決済手段関係情報を利用した役職員の取引や、金融商品取引法第 185 条の 22 第１項、第 185 条の 23 第１項又は第 185 条の 24 第１項若しくは第２項に違反する役職員の取引を主に想定しているが、かかる取引に限られるものではなく、役職員による法令上禁止される行為を広く含む。

Ⅱ－２－１－２　広告規制

Ⅱ－２－１－２－１　意義

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う広告の表示は、利用者への取引勧誘の導入部分に当たるため、適切な表示による情報提供が、利用者によるリスクの誤認や投機的取引の助長を抑止する観点から重要である。そのため、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、その行う暗号資産仲介行為に係る業務に関して広告をするときは、法第 63 条の 22 の 15 第２項において読み替えて準用する法第 63 条の９の２及び内閣府令第 55 条に定める事項について、内閣府令第 54 条に基づいて、明瞭かつ正確に表示することが求められるとともに、法第 63 条の 22 の 15 第２項において読み替えて準用する法第 63 条の９の３第２号及び第３号並びに内閣府令第 57 条第１号に基づいて、不適切な表示を行うことが禁止される。

暗号資産仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督に当たっては、広告の内容及び表示の適切性が確保されているかを確認するため、例えば、以下の点に留意するものとする。

Ⅱ－２－１－２－２　主な着眼点

⑴　広告の範囲

広告とは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、ある事項を随時又は継続して広く宣伝するため、一般の人に知らせることをいい、例えば、次に掲げるものをいう。

イ．テレビコマーシャル

ロ．ラジオコマーシャル

ハ．新聞紙、雑誌その他の刊行物への掲載

ニ．看板、立て看板、はり紙、はり札等への表示

ホ．広告塔、広告板、建物その他の工作物等への表示

ヘ．チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の配布

ト．インターネット上の表示

（注）「広告」に該当しない行為であっても、電子メールの送信やダイレクトメールの送付のように、特定の者に対して特定の行為をするよう勧め誘う行為は勧誘に該当する。そのため、これらの方法により利用者を相手方として所属暗号資産交換業者との間の暗号資産交換契約（法第 63 条の 22 の 15 第２項において読み替えて準用する法第 63 条の９の３第１号に規定する暗号資産交換契約をいう。以下同じ。）の締結の勧誘を行う場合には、Ⅱ－２－１－３を踏まえ、法令違反行為とならないよう留意する必要がある。

⑵　明瞭かつ正確な表示

広告において法第 63 条の 22 の 15 第２項において読み替えて準用する法第 63 条の９の２各号に規定する項目を表示する場合に、内閣府令第 54 条に規定する明瞭かつ正確な表示がなされているか否かの判断に当たっては、以下の点に留意することとする。

①　当該広告に表示される他の事項に係る文字と比較して、使用する文字の大きさ、形状及び色彩において、不当に目立ちにくい表示を行っていないか。特に、法第 63 条の 22 の 15 第２項において読み替えて準用する法第 63 条の９の２第３号及び内閣府令第 55 条各号に規定する事項については、広告上の文字又は数字の中で最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しているか。

②　取引の長所に係る表示のみを強調し、短所に係る表示が目立ちにくい表示を行っていないか。

③　当該広告を画面上に表示して行う場合に、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか。

⑶　求められる体制

①　不適切な広告の防止など、広告の取扱いに関する規定を規定した社内規則等を定め、担当役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

②　法令を遵守する観点から、広告の審査を行う広告審査担当者が配置され、審査基準に基づいた適正な審査が実施されているか。

Ⅱ－２－１－３　禁止行為

Ⅱ－２－１－３－１　意義

法第 63 条の 22 の 15 第２項において読み替えて準用する法第 63 条の９の３は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者又はその役職員に対して、所属暗号資産交換業者との間の暗号資産交換契約の締結の媒介又は勧誘をするに際し、又はその行う暗号資産仲介行為に係る業務に関して広告をするに際しての不適切な行為及び暗号資産仲介行為に係る業務の利用者の保護に欠け、又は暗号資産仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令第 57 条で定める行為を行うことを禁止している。

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督に当たっては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者又はその役職員による広告・媒介・勧誘等によって、利用者の利益が損なわれていないか、又、暗号資産仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行に支障が生じていないかを確認するため、例えば、以下の点に留意するものとする。

Ⅱ－２－１－３－２　主な着眼点

⑴　適合性原則

①　取引勧誘に当たっては、内閣府令第 57 条第６号に基づき、利用者の知識、経験、財産の状況、年齢、取引目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意の上、当該利用者属性等に即した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底しているか。

②　以下の点を含め、利用者の属性等及び取引実態を的確に把握し得る利用者管理態勢を構築しているか。なお、当該利用者管理態勢の構築に当たり所属暗号資産交換業者が記録・保存する利用者情報を活用することも差し支えない。

イ．利用者の取引目的や取引経験等の利用者属性等を適時適切に把握するため、利用者の取引目的や取引経験等の利用者属性等を十分確認の上、利用者情報として適切に記録・保存しているか。また、利用者の申出に基づき、利用者属性等が変化したことを把握した場合には、記録した利用者情報の内容の更新を行っているか。

ロ．内部管理部門においては、利用者属性等の把握の状況及び利用者情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、利用者属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、利用者情報の管理方法の見直しを行う等、その実効性を確保する態勢構築に努めているか。

ハ．利用者の取引実態の把握については、例えば、所属暗号資産交換業者における利用者口座ごとの売買損、評価損、取引回数、手数料の状況等といった取引状況を、利用者の取引実態の把握の参考としているか。

⑵　不招請勧誘の禁止

①　不招請勧誘への該当性

イ．内閣府令第 57 条第３号に規定する「訪問し、又は電話をかけて、暗号資産交換契約の締結の勧誘をする行為」には、勧誘を行ってよいか否かを尋ねることが含まれる。

ロ．広告等を見た利用者が、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して電話等により、一般的な事項に関する照会や取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該利用者が「暗号資産交換契約の締結の勧誘の要請」をしたとみなすことはできない。

（注）対面営業を行う場合には、かかる対面営業における勧誘が禁止されている不招請勧誘に該当しないかどうか監督上留意する必要がある。

②　利用者からの招請状況等の把握

イ．利用者からの招請状況及び過去の取引実態等について、利用者情報として記録・

保存する等により、適時の把握に努めるとともに、勧誘に当たっては、当該利用者からの招請状況及び過去の取引実態等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底されているか。

ロ．利用者からの招請状況及び過去の取引実態等の利用者情報の管理について、具体的な取扱方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底すること。特に、利用者情報については、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で取扱方法を定めているか。

ハ．内部管理部門においては、利用者からの招請状況及び過去の取引実態等並びに利用者情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、利用者情報の管理方法の見直しを行う等、その実効性を確保する態勢の構築に努めているか。

⑶　営業員管理態勢

①　勧誘を行う役職員（以下「営業員」という。）を定めた上で、営業員による適正な勧誘を確保するために必要な業務上の指導及び教育を行うこととしているか。

②　内部管理部門において、営業員の勧誘の状況を把握･検証し、必要に応じて勧誘方法の見直しを行う等、営業員による適正な勧誘を確保する態勢を構築しているか。

⑷　役職員による不公正な行為の防止に係る留意事項

①　役職員による、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換その他の取引に係る社内規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。

②　役職員による不公正な行為の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。

③　暗号資産関係情報（Ⅱ－２－２－１－２⑸に規定する暗号資産関係情報をいう。以下同じ。）を入手し得る立場にある役職員による暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換その他の取引の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。

（注）役職員による不公正な行為とは、暗号資産関係情報を利用した内閣府令第 57 条第 11 号に該当する役職員の取引や、金融商品取引法第 185 条の 22 第１項、第 185 条の 23 第１項又は第 185 条の 24 第１項若しくは第２項に違反する役職員の取引を主に想定しているが、かかる取引に限られるものではなく、役職員による法令上禁止される行為を広く含む。

⑸　禁止行為の内容

①　法第 63 条の 22 の 15 第２項において読み替えて準用する法第 63 条の９の３第１号及び第２号に規定する「暗号資産の性質等についてその相手方を誤認させるような表示」として、例えば、以下のものが考えられる。

・　暗号資産の価格変動を理由に損失が発生するおそれがあるにも関わらず、これを誤認させるような表示

・　暗号資産の仕組み上、一定の期間、移転が制限されるにもかかわらず、これを誤認させるような表示
・　暗号資産の発行者の財務状況や発行者の行う事業の進捗状況等に関して、利用者を誤認させるような表示
・　いわゆるアルゴリズム型ステーブルコインや暗号資産担保型ステーブルコインなどのように、価値の安定が常に確保されていないにも関わらず、ステーブルコインと称してこれを誤認させるような表示
（注）このようなものの例として、法定通貨の交換比率が一定比率内に収まるよう、一定のアルゴリズムに基づいて相場介入を行うこと等によって、価値の安定を図るものや、暗号資産の価値を担保に発行することによって、暗号資産の価格と連動させて価値の安定を図るものがある。

②　法第 63 条の 22 の 15 第２項において読み替えて準用する法第 63 条の９の３第３号に規定する「支払手段として利用する目的ではなく、専ら利益を図る目的で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うことを助長するような表示」として、例えば、以下のものが考えられる。
・　暗号資産の価格の推移の実績及び将来予測を殊更強調することにより、明示的にあるいは暗にその取引による利益獲得を慫慂するような表示
・　暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換等によって利益を得た者を紹介する等して、支払手段としてではなく射倖性を煽ることによりその取引を推奨する行為

③　内閣府令第 57 条第１号に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、暗号資産の性質等に関する表示をする行為」として、例えば、以下のものが考えられる。
・　偏った分析結果を利用して、暗号資産の価格の推移を予測する行為
・　所属暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産であることを理由に、当該暗号資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為
・　所属暗号資産交換業者が暗号資産交換業の登録を受けた者であることを理由に、財務状況等が健全である旨の表示を行う行為
・　商品の仕組として価値の安定が常に確保されておらず相場の変動などにより価値が急減する可能性があるにもかかわらず、価値の安定が確保されている旨の表示を行う行為

Ⅱ－２－１－４　反社会的勢力による被害の防止

Ⅱ－２－１－４－１　意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者においても、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者自身や役職員のみならず、利用者等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められ

る。もとより電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者として業務の適切性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等、不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」
（平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）

① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則
- ○ 組織としての対応
- ○ 外部専門機関との連携
- ○ 取引を含めた一切の関係遮断
- ○ 有事における民事と刑事の法的対応
- ○ 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成23年12月22日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

Ⅱ－２－１－４－２　主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

⑴ 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者単体のみならず、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業における反社会的勢力との関係遮断の

ため、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。さらに、グループ外の他社へ業務を委託することにより電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る取引の提供を行う場合やグループ外の他社との提携によりサービスを提供する場合においても、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

⑵　反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

①　反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等（以下「外部専門機関等」という。）の外部専門機関等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。

②　反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

③　反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

⑶　適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

⑷　適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

⑸　反社会的勢力との取引解消に向けた取組み

①　反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

②　平素から外部専門機関等と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。

③　事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、関係の遮断を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意しているか。

④　いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

⑹　反社会的勢力による不当要求への対処

①　反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

②　反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に外部専門機関等に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。

③　反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。

④　反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

⑺　株主情報の管理

定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行っているか。

Ⅱ－２－１－５　不祥事件に対する監督上の対応

Ⅱ－２－１－５－１　意義

内閣府令第 64 条に規定する「役員又は従業者に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関し法令に違反する行為又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為」（以下「不祥事件」という。）が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、不祥事件とは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務に関し法令に違反する行為のほか、次に掲げる行為等が該当する。

・　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務に関し、利用者の利益を損なうお

それのある詐欺、横領、背任等

・　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務に関し、利用者から告訴、告発され又は検挙された行為

・　その他電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記に掲げる行為に準ずるもの

Ⅱ－２－１－５－２　主な着眼点

①　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者において不祥事件が発覚し、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から第一報があった場合は、事実関係（当該行為が発生した営業所、当該行為者の氏名・職名・職歴、当該行為の概要、発覚年月日、発生期間、発覚の端緒）、発生原因分析、改善・対応策等について深度あるヒアリングを実施するとともに、以下の点を確認するものとする。なお、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。

イ．社内規則等に則った内部管理部門への迅速な報告及び経営陣への報告。

ロ．刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報。

ハ．独立した部署（内部監査部門等）での不祥事件の調査・解明の実施。

②　不祥事件と電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。

イ．不祥事件の発覚後の対応は適切か。

ロ．不祥事件への経営陣の関与はないか、組織的な関与はないか。

ハ．不祥事件の内容が利用者に与える影響はどうか。

ニ．内部牽制機能が適切に発揮されているか。

ホ．再発防止のための改善策の策定や自浄機能は十分か、関係者の責任の追及は明確に行われているか。

ヘ．電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の利用者等に対する説明や問い合わせへの対応等は適切か。

③　内閣府令第 64 条に規定する届出書の提出については、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者及び所属電子決済手段等取引業者等の利便性、届出書記載内容の精度の確保、及び事務処理の迅速化等を目的として、所属電子決済手段等取引業者等が届出書の内容を精査した上で代理により届出書の提出を行うことなどが可能であることに留意するものとする。

Ⅱ－２－１－６　顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第２条）

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、必ずしも短期的・形式的な意

味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを主な着眼点として検証する。

Ⅱ－２－２　利用者保護のための情報提供・相談機能等

Ⅱ－２－２－１　利用者保護措置等

Ⅱ－２－２－１－１　意義

法第 63 条の 22 の 12 並びに内閣府令第 23 条から第 26 条まで及び第 29 条から第 31 条までの規定は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対し、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る取引開始時の利用者に対する情報提供、その他利用者保護を図り、及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行を確保するための必要な措置（以下「利用者保護措置等」という。）を講じることを義務付けている。

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督に当たっては、利用者保護措置等を講ずるための態勢整備の適切性を確認するため、ヒアリング等の日常の監督事務を通じて、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る取引の内容を把握するとともに、例えば、以下の点に留意するものとする。

Ⅱ－２－２－１－２　主な着眼点

⑴　一般的な着眼点

①　利用者に対する説明や情報提供を行うに当たっては、取引内容、取引形態及び取り扱う電子決済手段等や暗号資産等に応じて、内閣府令第 24 条（第３項を除く。）及び第 25 条第１項並びに第 29 条（第３項を除く。）及び第 30 条第１項に規定された事項を説明する態勢が整備されているか。

さらに、当該利用者の知識・経験に照らし、必要に応じて書面を交付（電磁的方法を含む。）した上で説明を行うこととするなど、適切に情報提供が行われる態勢を整備しているか。

（注）取引形態に応じた説明態勢としては、例えば、インターネットを通じた取引の場合には、利用者がその操作するパソコンの画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法、対面取引の場合には書面交付や口頭による説明を行った上で当該事実を記録しておく方法が、それぞれ考えられる。いずれの方法による場合であっても、利用者が明瞭かつ正確に認識できる内容により説明が行われるよう留意することとする。

②　利用者に対する情報提供義務等、法令において定められている利用者保護措置等について社内規則等を定め、役職員が当該社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

③　利用者保護措置等の実効性を確保するため、内部管理・内部監査等の内部牽制機能は十分発揮されているか。

④　利用者保護措置等の実効性の検証を踏まえて、電子決済手段・暗号資産サービス

仲介業に係る業務の態勢を見直すこととしているか。

⑤　苦情・相談態勢の整備に当たっては、事務処理ミスがあった場合等の手続きが明確に規定され、円滑に処理される態勢が整備されているか。

⑵　銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認防止

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、その行う電子決済手段仲介行為に係る業務に関し、銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明を行う際には、内閣府令第 23 条第２項第１号に規定する事項に加えて、第２号に規定する事項として、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は利用者に対して取り扱う電子決済手段について償還義務を負っていない旨を説明しているか。

⑶　利用者に対する情報の提供

①　内閣府令第 24 条（第３項を除く。）及び第 25 条第１項並びに第 29 条（第３項を除く。）及び第 30 条第１項に規定された事項について、利用者の知識、経験等を勘案して、取引内容、取引形態及び取り扱う電子決済手段や暗号資産等に応じて、適切に説明を行っているか。

（注１）内閣府令第 24 条第２項第４号に規定する「取り扱う電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）」及び同項第６号に規定する「電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項」としては、例えば、以下の事項が考えられる。

- 電子決済手段の主な用途
- 電子決済手段の保有又は移転の仕組み（移転の確定する時期及びその根拠を含む。）に関する事項
- 電子決済手段の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限
- 電子決済手段の流通状況
- 電子決済手段に内在するリスク
- 電子決済手段の償還に関する事項、利用者財産の管理方法、倒産隔離の状況等

（注２）内閣府令第 29 条第２項第４号に規定する「取り扱う暗号資産の概要及び特性」及び同項第５号に規定する「暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項を含め、日本暗号資産等取引業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考とするものとする。なお、所属暗号資産交換業者が、プロ向けトークン販売において、販売時点で未発行の暗号資産の販売を行う場合には、発行予定の暗号資産についての内容（ただし、プロ向けトークン販売における暗号資産の販売に係る契約の締結時点で当該所属暗号資産交換業者が認識している内容に限る。）を含めるものとする。

- 暗号資産の主な用途
- 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項
- 暗号資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限
- 暗号資産の流通状況

・　暗号資産に内在するリスク

（注３）内閣府令第 25 条第１項第１号及び第 30 条第１項第１号に規定する「当該取引の内容」としては、取引の態様・方式のほか、取引の注文受付及び約定処理に係る事項（利用者の注文時に表示されている価格又は利用者が注文時に指定した価格と約定価格との相違（以下「スリッページ」という。）が発生する場合にはその旨及び発生原因、並びにスリッページの発生により利用者に不利となる事象が生じる場合にはその旨及び当該事象の内容を含む。）等が考えられる。なお、利用者との取引内容が規定された契約書や利用約款についても、利用者の権利義務等が明瞭かつ正確に認識できる内容とするよう留意することとする。

（注４）内閣府令第 25 条第１項第２号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。

・　電子決済手段の発行者や管理者等の破綻による電子決済手段の消失・価値減少リスク

・　所属電子決済手段等取引業者の破綻による預託した電子決済手段の返還を受けられないリスク

（注５）内閣府令第 30 条第１項第２号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。

・　暗号資産の発行者や管理者等の破綻による暗号資産の消失・価値減少リスク

・　暗号資産に表示される権利に係る債務者の破綻による当該権利の毀損リスク

・　所属暗号資産交換業者の破綻による預託した暗号資産の返還を受けられないリスク

（注６）内閣府令第 25 条第１項第３号及び第 30 条第１項第３号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。

・　サイバー攻撃による電子決済手段の消失・価値減少リスク

・　ブロックチェーンの分岐に起因するリスク

②　利用者が当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者以外の者に対しても手数料、報酬又は費用（以下「手数料等」という。）を支払う必要がある場合には、それらの者に対するものも含めて手数料等の総額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を説明しているか。

③　利用者との間で内閣府令第 17 条第１号ロに規定する電子決済手段信用取引について電子決済手段仲介行為に係る業務を行う場合又は暗号資産交換業者に関する内閣府令第１条第２項第６号に規定する暗号資産信用取引について暗号資産仲介行為に係る業務を行う場合であっても、内閣府令第 24 条（第３項を除く。）及び第 25 条第１項並びに第 29 条（第３項を除く。）及び第 30 条第１項に規定された事項について、利用者の知識、経験等を勘案して、取引内容、取引形態及び取り扱う電子決済手段又は暗号資産に応じて、適切に説明を行う必要がある。したがって、例えば、当該電子決済手段信用取引又は当該暗号資産信用取引に際して利用者が手数

料等を支払う必要がある場合には、当該電子決済手段信用取引又は当該暗号資産信用取引に要するものも含めて手数料等の総額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を説明することとしているか。

④　手数料等の実額ではなく上限額や計算方法のみを説明する場合には、利用者が実際に支払うこととなる手数料等の総額の見込み額又は計算例を併せて説明することとしているか。

⑤　法第 63 条の 22 の 12 並びに内閣府令第 25 条及び第 30 条の趣旨を踏まえ、内閣府令第 25 条第１項第６号及び第 30 条第１項第６号に規定する事項として、利用者が所属電子決済手段等取引業者等との間で電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に係る取引に係る契約を締結するか否か及び利用者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者との間で電子決済手段仲介行為又は暗号資産仲介行為に係る業務に係る取引を行うか否かの判断を行うに際して、参考となる事項を必要に応じて説明しているか。

（注１）内閣府令第 25 条第１項第６号に基づき説明する事項として、例えば、以下の事項が考えられる。

・　所属電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段等取引業に係る取引に関する金銭及び電子決済手段の預託の方法

・　所属電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段等取引業に係る取引依頼後の当該取引に係る金銭及び電子決済手段の状況を確認する方法

・　利用者が所属電子決済手段等取引業者に対して手数料等を支払う必要がある場合において、当該手数料等のうち当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該所属電子決済手段等取引業者から受領することになる手数料、報酬その他の対価（もしあれば）の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

・　利用者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者との間で電子決済手段仲介行為に係る業務に係る取引を行うことなく所属電子決済手段等取引業者との間で電子決済手段等取引業に係る取引に係る契約を締結する場合に利用者が支払うことになる手数料等と、利用者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者との間で電子決済手段仲介行為に係る業務に係る取引を行った上で当該所属電子決済手段等取引業者との間で電子決済手段等取引業に係る取引に係る契約を締結する場合に利用者が支払うことになる手数料等（当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して支払うことになる手数料等及び当該所属電子決済手段等取引業者に対して支払うことになる手数料等のいずれも含む。）の総額との差額又は当該差額の計算方法

（注２）内閣府令第 30 条第１項第６号に基づき説明する事項として、例えば、以下の事項が考えられる。

・　所属暗号資産交換業者が行う暗号資産交換業に係る取引に関する金銭及び暗号資産の預託の方法

・　所属暗号資産交換業者が行う暗号資産交換業に係る取引依頼後の当該取引に係る金銭及び電子決済手段の状況を確認する方法

・　利用者が所属暗号資産交換業者に対して手数料等を支払う必要がある場合において、当該手数料等のうち当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該所属暗号資産交換業者から受領することになる手数料、報酬その他の対価（もしあれば）の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法及び当該対価を受領することにより当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と利用者との利益が相反するおそれがある旨

・　利用者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者との間で暗号資産仲介行為に係る業務に係る取引を行うことなく所属暗号資産交換業者との間で暗号資産交換業に係る取引に係る契約を締結する場合に利用者が支払うことになる手数料等と、利用者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者との間で暗号資産仲介行為に係る業務に係る取引を行った上で当該所属暗号資産交換業者との間で暗号資産交換業に係る取引に係る契約を締結する場合に利用者が支払うことになる手数料等（当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して支払うことになる手数料等及び当該所属暗号資産交換業者に対して支払うことになる手数料等のいずれも含む。）の総額との差額又は当該差額の計算方法

⑥　電子決済手段については、内閣府令第 24 条第２項第６号及び第 25 条第１項第６号に規定する事項として、例えば、以下の事項を説明しているか。

・　発行者に関する情報

・　販売価格の算定根拠

⑦　発行者が存在する暗号資産については、内閣府令第 29 条第２項第５号並びに第 30 条第１項第３号及び第６号に規定する事項として、例えば、以下の事項を説明しているか。

・　発行者に関する情報

・　暗号資産に表示される権利義務の有無・内容

・　販売価格の算定根拠

（注）所属暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売のために取り扱う暗号資産については、以上の事項に加えて、内閣府令第 29 条第２項第５号並びに第 30 条第１項第３号及び第６号に規定する事項として、例えば、以下の事項を説明することが考えられる。

・　プロ向けトークン販売における暗号資産の販売の相手方は、対象投資家に限定されていること

・　所属暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売のために新たな暗号資産の取扱いを開始する場合には、日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「新規暗号資産の販売に関する規則」、「暗号資産の取扱いに関する規則」並びに「利用者の管理及び説明に関する規則」及び「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」の一部の適用がなく、プロ向けトークン販売のために取り扱われる暗号資産については、日本暗号資産等取引業協会による審査を経ていないこと

・　プロ向けトークン販売において販売される暗号資産については、その販売

に係る契約において定める一定の事由が発生するまでの間、発行を受けた対象投資家が対象投資家以外の者に当該暗号資産を移転することを制限する措置（以下「移転制限措置」という。）が講じられること及び移転制限措置の内容（移転制限措置が解除されるための条件となる事由の内容を含む。）

・ プロ向けトークン販売における暗号資産の販売に係る契約上の権利義務及び法的地位等については、対象投資家以外の者への譲渡等が禁止されること

・ プロ向けトークン販売において販売時点で未発行の暗号資産の販売を行う場合には、当該暗号資産の発行を受けるための条件等の内容及び当該暗号資産が発行された場合には移転制限措置が講じられることとなっていること

⑧ 利用者に対して、セキュリティ対策の周知・注意喚起を行う手順を定め、十分に実施しているか。

（注）セキュリティ対策の周知・注意喚起の内容としては、例えば、利用者の端末におけるウィルス対策及び利用者によるパスワード等の認証情報の適切な設定・管理等が挙げられる。

⑨ 利用者に対する情報提供が適時かつ適切に行われたことの検証及び当該検証を実施するために必要な記録等を保管しているか。

⑩ 提供する情報の記載内容は、利用者にとって明確でわかりやすい記載内容となっているか。

⑪ 書面の交付に代えて電磁的方法その他適切な方法により提供する場合には、提供する情報の内容について、利用者が一定の期間、閲覧又は保存できる等の手段を講じているか。

⑷ 非対面取引を行う際の措置

① ウェブサイトのリンクに関し、利用者が取引相手を誤認するような構成になっていないか。また、フィッシング詐欺対策については、利用者がアクセスしているサイトが真正なサイトであることの証明を確認できるような措置を講じる等、業務に応じた適切な不正防止策を講じているか。

② 利用者が所属電子決済手段等取引業者等の電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に係る取引についての指図内容を電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を介して当該所属電子決済手段等取引業者等に送信する前に、当該指図内容を表示した上で利用者に対して内容の確認を求めるなど、利用者が当該電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に係る取引に関する指図内容を容易に確認・訂正できるような対応を行っているか。

⑸ 電子決済手段関係情報及び暗号資産関係情報の適切な管理

内閣府令第 26 条第１項第５号及び第 31 条第５号に基づき、電子決済手段関係情報及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の取り扱う若しくは取り扱おうとする暗号資産又は当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所属暗号資産交換業者に関する重要な情報であって利用者の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該所属暗号資産交換業者の行う暗号資

産交換業の全ての利用者が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。以下「暗号資産関係情報」という。）を適切に管理するために、例えば、以下のような措置を講じているか。

① 社内規則等において、電子決済手段関係情報及び暗号資産関係情報に該当し得る情報の類型や範囲を定めているか。

（注）電子決済手段関係情報及び暗号資産関係情報に該当し得るものとして、例えば、以下の情報が考えられる。

- 当該電子決済手段及び当該暗号資産に使用されるブロックチェーンの分岐その他電子決済手段及び暗号資産に用いられる技術的仕様の変更その他の当該電子決済手段及び当該暗号資産の機能、効用又は計画に関する重要な変更
- 当該電子決済手段及び当該暗号資産の発行者等の破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続その他これに類する倒産手続の開始その他の当該電子決済手段及び当該暗号資産の仕様等を決定し得る者又は団体の業務の運営又は財産の状況の重大な変化
- 電子決済手段等取引業者（所属電子決済手段等取引業者を含む。）及び暗号資産交換業者（所属暗号資産交換業者を含む。）や海外の事業者等が当該電子決済手段及び当該暗号資産の取扱いを開始又は廃止する旨の決定、当該電子決済手段及び当該暗号資産の価格に重大な影響を及ぼす程度に大規模な取引の受注を受けた事実の発生その他の当該電子決済手段及び当該暗号資産の価格又は流動性に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生
- 所属電子決済手段等取引業者の電子決済手段等取引業及び所属暗号資産交換業者の暗号資産交換業の遂行に重大な支障を及ぼすセキュリティインシデントの発生、倒産手続の開始その他の当該電子決済手段等取引業及び暗号資産交換業に係る業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生

② 電子決済手段関係情報及び暗号資産関係情報を管理する独立性の高い部門を設置の上、当該部門が電子決済手段関係情報及び暗号資産関係情報を適切に管理するための体制が講じられているか。

③ 役職員が電子決済手段関係情報及び暗号資産関係情報を取得した場合に、業務上必要な範囲を超えて電子決済手段関係情報及び暗号資産関係情報を利用し、又は当該電子決済手段関係情報及び暗号資産関係情報が第三者に伝達されることを防止する体制が講じられているか。

⑹ 電子決済手段又は暗号資産の借入れを行う場合の措置

① 内閣府令第 26 条第１項第６号又は第 31 条第６号に規定する事項の表示にあたっては、その表示の内容について利用者が明瞭かつ正確に認識できるよう、利用者が当該電子決済手段又は暗号資産の借入れを行う際の取引ページ等にわかりやすく説明することとしているか。

② 電子決済手段又は暗号資産の借入れによって負担する債務が自己の返済能力に

比して過大となり、又はその返済に支障が生じることがないよう、財務上のリスク管理の一環として、当該債務の残高を適切に管理しているか。

⑺　不公正な行為を防止するための措置

電子決済手段又は暗号資産の交換等に係る不公正な行為の防止を図るために必要な措置として、例えば、以下のような措置を講じているか。なお、当該措置を講じるに当たり所属電子決済手段等取引業者等によるモニタリング等の結果を活用する等の連携を行うことも差し支えない。

（注）「電子決済手段又は暗号資産の交換等に係る不公正な行為」には、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、①当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の取り扱う若しくは取り扱おうとする電子決済手段若しくは暗号資産、②又は当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所属電子決済手段等取引業者等、に関する電子決済手段関係情報若しくは暗号資産関係情報を利用した行為を含む。

①　取引対象となる電子決済手段又は暗号資産の種類、取引手法・形態等の取引動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより利用者の取引動機等の的確な把握を行っているか。

②　内部管理部門においては、当該取扱方法について、役職員に周知・徹底を図るとともに、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する態勢を整備しているか。

③　利用者が仮名口座を利用しているおそれがあると認識した場合に、実取引者の解明に努めるとともに、特に注意してモニタリングを行うこととしているか。

Ⅱ－２－２－２　帳簿書類

Ⅱ－２－２－２－１　意義

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する帳簿書類は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務の状況を正確に反映させることにより、利用者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。

Ⅱ－２－２－２－２　主な着眼点

①　帳簿書類の作成について、単に帳簿名や記載事項を列挙するのではなく、帳簿の目的・用途を規定した社内規則等を定めるなど正確な帳簿を作成するための必要な態勢を整備するとともに、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

②　帳簿書類の記載内容の正確性について、内部監査部門等、帳簿書類作成部署以外の部門において検証を行っているか。

③　帳簿書類を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。

・　保存に使用する電子媒体は内閣府令第 58 条第２項に規定する保存期間の耐久性を有すること。

・　利用者の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。

・　入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。
・　内部監査に対応できるシステムとなっていること。
・　作成・保存に関する責任者をおき、当該作成・保存に関する社内規則が整備されていること。

④　内閣府令第 58 条第３項ただし書後段は、同条第１項各号に掲げる帳簿書類が外国に設けた営業所又は事務所において作成されたか否かにかかわらず、それが電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所又は事務所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、当該帳簿書類を国外において保存することを認めるものである。ただし、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者において、利用者に関する情報管理態勢（Ⅱ－２－２－３）やシステムリスク管理（Ⅱ－２－３－１）等に十分留意されている必要があり、また、当該国外において不正アクセスに限らず第三者への情報流出やシステムの安定稼働への支障が生じるリスクについても適切に勘案されている必要がある。

⑤　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する帳簿書類については、所属電子決済手段等取引業者等のシステムやフォーマットを利用して作成すること又は所属電子決済手段等取引業者等にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が作成及び保存の義務を負うことに留意するものとする。

Ⅱ－２－２－３　利用者に関する情報管理態勢

Ⅱ－２－２－３－１　意義

利用者に関する情報については、内閣府令第 18 条から第 21 条までの規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。

以上を踏まえ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

（注）個人情報の取扱いについては、必要に応じて別途、個人情報の保護に関する法律における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があることに留意する。

Ⅱ－２－２－３－２　主な着眼点

⑴　利用者に関する情報管理態勢

①　経営陣は、利用者に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、適切性を確保するための組織体制の確立（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、社内規程の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。

②　利用者に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の第三者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。

③　利用者に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による利用者に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、利用者に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。

　また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、利用者に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

④　利用者に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。

　また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。さらには、他社の漏えい事故を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

⑤　独立した内部監査部門において、定期的に又は随時に、利用者に関する情報管理に係る幅広い業務を対象とした監査を行っているか。

　また、利用者に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

⑥　情報の適切な取扱いを確保するために協会で主催する研修又は同等の内容の研修に役職員を定期的に参加させているか。

⑵　個人情報管理

①　個人である利用者に関する情報については、内閣府令第 18 条の規定に基づきその安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

（安全管理について必要かつ適切な措置）

イ．金融分野ガイドライン第８条の規定に基づく措置

ロ．実務指針Ⅰ及び別添２の規定に基づく措置

（従業者の監督について必要かつ適切な措置）

ハ．金融分野ガイドライン第９条の規定に基づく措置
ニ．実務指針Ⅱの規定に基づく措置

② 個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、金融分野ガイドライン第５条第１項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

（注）その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

イ．労働組合への加盟に関する情報
ロ．民族に関する情報
ハ．性生活に関する情報
ニ．個人情報の保護に関する法律施行令第２条第４号に定める事項に関する情報
ホ．個人情報の保護に関する法律施行令第２条第５号に定める事項に関する情報
ヘ．犯罪により害を被った事実に関する情報
ト．社会的身分に関する情報

③ クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。

イ．クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。
ロ．業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピュータ画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。
ハ．独立した内部監査部門において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に内部監査を行っているか。

④ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第 11 条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。

イ．金融分野ガイドライン第３条を踏まえ、個人である利用者から PC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である利用者が明確に認識できるような仕様としているか。
ロ．過去に個人である利用者から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である利用者の同意を取得しているか。
ハ．第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である利用者において個人データの提供先が複数に及ぶことや

各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討しているか。

ニ．第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人である利用者との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人である利用者が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。

Ⅱ－２－２－４　苦情等への対処

Ⅱ－２－２－４－１　意義

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が利用者からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）に真摯に対応して利用者の理解を得ようとすることは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者にとって利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ利用者保護上重要な活動の一つである。

近年、利用者の保護を図り電子決済手段・暗号資産サービス仲介業への利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性もさらに高まっている。

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの利用者からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。

Ⅱ－２－２－４－２　主な着眼点

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による苦情等対処に関する内部管理態勢について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

①　経営陣による内部管理態勢の確立

経営陣は、苦情等対処機能に関する全社的な内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮しているか。

②　社内規則等の整備、周知・徹底

イ．社内規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続を定めるとともに、利用者の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。

ロ．苦情等対処に関し社内規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により、社内に周知・徹底をする等の態勢を整備しているか。

特に利用者からの苦情等が多発している場合には、まず社内規則等（苦情等対処に関するものに限らない。）の営業所に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。

③　苦情等対処の実施態勢

イ．苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。

ロ．利用者からの苦情等について、関係部署が連携のうえ、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部署及び担当者が、個々の職員が抱える利用者からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。

ハ．苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。

ニ．苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、利用者利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段（例えば、ｅメール、電話、手紙、ＦＡＸ等の複数の手段）を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、利用者の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。

ホ．苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報保護法その他の法令、保護法ガイドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（「Ⅱ－２－２－３　利用者に関する情報管理態勢」参照）。

ヘ．業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（「Ⅱ－２－３－３　外部委託」参照）。

ト．反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情等と区別し、断固たる対応をとるため関係部署に速やかに連絡し、必要に応じ警察等関係機関との連携を取った上で、適切に対処する態勢を整備しているか。

④　利用者への対応

イ．苦情等への対処について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ利用者から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り利用者の理解と納得を得て解決することを目指しているか。

ロ．苦情等を申し出た利用者に対し、申出時から処理後まで、利用者特性にも配慮しつつ、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明（例えば、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等）を必要に応じて行う態勢を整備しているか。

ハ．申出のあった苦情等について、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者自身において対処するばかりでなく、苦情等の内容や利用者の要望等に応じ、利用者に対して適切な外部機関等を紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段（金融ＡＤＲ制度を含む。）は任意に選択しうるものであり、外部機関等の紹介に当たっては、利用者の選択を不当に制約することとならないよう留意する必要がある。

ニ．外部機関等において苦情等対処に関する手続が係属している間にあっても、当該手続の他方当事者である利用者に対し、必要に応じ、適切な対応（一般的な資料の提供や説明など利用者に対して通常行う対応等）を行う態勢を整備している

か。

⑤　情報共有・業務改善等

イ．類型化した苦情等及びその対処結果等が内部管理部門や営業部署に報告されるとともに、重要案件と認められた場合、速やかに監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。

ロ．苦情等の内容及び対処結果について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、これらの苦情等の内容及び対処結果について、所属電子決済手段等取引業者等より提供された情報等も活用しつつ、分析し、その分析結果を継続的に利用者対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているか。

ハ．苦情等対処機能の実効性を確保するため、検査・監査等の内部牽制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。

ニ．苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講じることの判断及び苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備しているか。

⑥　外部機関等との関係

イ．迅速な苦情等解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。

ロ．外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、利用者からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき社内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。

⑦　所属電子決済手段等取引業者等による苦情等対処

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模等を踏まえ、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による苦情等対処に関する内部管理態勢の整備に代えて、所属電子決済手段等取引業者等により当該苦情等対処が適切に実施される体制が確保されている場合には、所属電子決済手段等取引業者等が苦情等に対処をすることも差し支えない。その場合においても、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、利用者利便に配慮し、所属電子決済手段等取引業者等へのアクセス時間・アクセス手段（例えば、ｅメール、電話、手紙、ＦＡＸ等の複数の手段）に加え、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、利用者の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。

Ⅱ－２－２－５　特定電子決済手段等取引契約に係る留意事項

特定電子決済手段等取引契約については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－２－３－２－１適合性原則」、「Ⅲ－２－３－２－３広告等の規制」、「Ⅲ－２－３－２－４顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－３－１－２（３）高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。特に、金利、通貨の価格、金

融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。

例えば、以下の事項について、契約締結前交付情報を提供して説明することとしているか。

イ．中途解約時に、違約金等により元本欠損が生ずるおそれがある場合には、その違約金等の計算方法（説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での違約金等の試算額を含む。）。

ロ．外国通貨で表示される特定電子決済手段等取引契約であって、元本欠損が生ずるおそれのある場合にあってはその旨及びその理由。

Ⅱ－２－３　事務運営

Ⅱ－２－３－１　システムリスク管理

Ⅱ－２－３－１－１　意義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い利用者及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者並びに所属電子決済手段等取引業者等が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより利用者及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者並びに所属電子決済手段等取引業者等が損失を被るリスクをいうが、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者には新サービスの提供の拡大等に伴い、システム上の諸課題に的確に対応することが求められている。仮に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者において、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）が発生した場合は、利用者の社会経済生活、企業等の経済活動において利便性が損われるのみならず、利用者保護上重大な影響を及ぼす問題が発生するおそれがある。このため、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者にとってシステムリスク管理態勢の充実強化は重要である。

ただし、Ⅱ－２－３－１－２に掲げた着眼点に記述されている字義どおりの対応が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者においてなされていない場合にあっても、例えば、以下に掲げる観点も踏まえ、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模・業務の特性等に照らして、利用者保護の観点から特段の問題が認められないのであれば、その全てについて網羅的な対応を求めるものではない。

・　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のシステムのみが停止した場合において、利用者が、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のシステムを経由せずとも、直接的に所属電子決済手段等取引業者等のシステム等を利用すれば目的を達成することが可能であるか。

・　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のシステムと所属電子決済手段等取引業者等のシステムとが接続されていないか。接続されている場合、当該接続の具体的態様に照らして、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のシステムの脆弱性に起因して利用者保護が図られない事態（不正アクセス等による利用者財産の流出や、なりすましによる注文等が行われることを含む。）が生ずるおそれ

がないか。

（注）「サイバーセキュリティ事案」とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

Ⅱ－２－３－１－２　主な着眼点

⑴　システムリスクに対する認識等

①　システムリスクについて代表取締役をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、全社的なリスク管理の基本方針を策定しているか。また、システムリスクについて、定期的なレビューを行い、その結果を踏まえて基本方針の見直しを行なっているか。

②　経営戦略の一環としてシステム戦略を策定し、取締役会の承認を受けているか。なお、システム戦略は、中長期的な観点を考慮した上で、内外環境の変化等に応じて必要な見直しを行うことが望ましい。

③　代表取締役は、システム障害等の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

④　取締役会は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムを統括管理する役員を定めているか。なお、システム統括役員は、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。

⑤　システムリスク管理部門によるシステム部門のモニタリングやシステム部門内の開発担当と運用担当の分離など、牽制が行なわれる管理態勢を整備しているか。

⑥　代表取締役及び取締役（指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）は、システム障害等発生の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。

　また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

⑵　システムリスク管理態勢

①　取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。

②　システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。

③　システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。

また、システムリスク管理態勢については、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

（注）システムリスク管理態勢については、定期的に第三者（外部機関）からの評価を受けることが望ましい。

⑶　システムリスク評価

①　システム部門は、利用者チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的にかつ適時にリスクを認識・評価しているか。

（注）網羅的なリスクの洗い出しにおいては、客観的な水準が判定できるものを根拠とすることが望ましく、例えば、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人金融情報センター）等を参考とすることが考えられる。

また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じ、対策後の残存リスクを評価し、取締役会に報告をしているか。

なお、システムリスクには、以下のようなものを含めているか。

・　外部サービスを利用することによって生じるリスク

・　API の公開・提供・接続等を実施することによって生じるリスク　等

②　システム部門は、例えば１日当たりの取引可能件数などのシステムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。

③　ユーザー部門は、新サービスの導入時又はサービス内容の変更時に、システム部門と連携するとともに、システム部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。

⑷　情報セキュリティ管理

①　情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、社内規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢の PDCA サイクルによる継続的な改善を図っているか。

（注）情報資産とは、情報そのものとそれを取り扱う情報システムを指し、情報システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、ネットワークなどを含む。

②　情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。

③　内部不正を含むコンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。

また、情報資産を取り扱う場所について、情報資産の重要度に応じた物理的セ

キュリティ対策を実施しているか。

④　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が責任を負うべき重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。

重要情報の洗い出しに当たっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。

・　通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ
・　障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ
・　外部委託先・連携先に移送・移転されたデータ等

⑤　洗い出した重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。

また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。

・　情報の暗号化、マスキングのルール
・　情報を利用する際の利用ルール
・　記録媒体等の取扱いルール　等

⑥　重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。

・　利用する拠点（海外を含む。）の役割に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
・　職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
・　アクセス記録の保存、検証
・　開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制
・　システムテスト等を実施する際の本番環境とテスト環境を分離　等

⑦　重要情報の内、特に機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。

なお、「機密情報」とは、暗号鍵等、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、利用者や自社に損失が発生する可能性のある情報をいう。

⑧　機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。

⑨　情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。

⑩　セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育を含む。）を行っているか。

⑸　サイバーセキュリティ管理

①　取締役会等は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。

②　サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を速やかに実施する態勢を整備しているか。

・　攻撃元の IP アドレスの特定と遮断
・　DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能
・　システムの全部又は一部の一時的停止　等

また、影響範囲の確認や原因究明のためにログ保全やイメージコピー取得など事後調査（フォレンジック調査）に備えた手順を整備しているか。

③　脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・対応手順を明確に定め、組織的に実施しているか。

（注）ブロックチェーン等の技術を利用する場合、関連する周辺技術を含めた幅広い情報収集の必要性があることに留意する。

また、システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。

④　インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。

また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じて、認証方式の見直しを行っているか。

・　可変式パスワード、生体認証、電子証明書等実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式
・　取引に利用しているパソコン・スマートフォンとは別の機器を用いるなど、複数経路による取引認証
・　ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用　等

⑤　インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。

・　不正な IP アドレスからの通信の遮断
・　利用者に対してウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの導入・最新化を促す措置
・　不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備
・　不正が確認された ID の利用停止
・　前回ログイン（ログオフ）日時の画面への表示
・　取引時の利用者への通知　等

⑹　システム企画・開発・運用管理

①　現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。

②　システム開発及び変更について、以下のような事項を含む規程や手順書を策定し、品質確保のための措置を講じているか。

・　各工程における作業及び作成ドキュメントやプログラム等の成果物の定義
・　各工程の完了基準と評価及び成果物のレビューと承認プロセス
・　必要となるテスト項目
・　業務部門やユーザー部門の関与　等

③　開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理を行っているか。

④　システム設計／開発段階では、以下のような事項を含むセキュリティに係る措置を講じているか。

・　具体的なセキュリティ要件の明確化
・　セキュアコーディングの実施など脆弱なポイントが生じないための対策
・　他社のシステムと連携する場合、連携する部分を含めサービス全体を踏まえたセキュリティ設計　等

⑤　システム開発においては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。

⑥　システムの本番移行にあたっては、以下のような事項に考慮し、案件のリスクに応じた措置を講じているか。

・　移行判定に係る基準の明確化
・　承認者または判定会議等の判定プロセスの明確化
・　移行計画や手順の策定

⑦　システムの性能品質確保のために、システム開発工程の中で以下のような措置を講じているか。

・　性能要件の明確化
・　システムキャパシティ、パフォーマンス等の限界値把握

⑧　システムの運用管理について、以下のような点を考慮し、規程及び手順書を策定し、システムの安定稼働のための措置を講じているか。

・　システムキャパシティ、パフォーマンスの監視
・　性能要件やモニタリング閾値設定の定期的及び適時の見直し
・　監視設定において検知時の問題を効率的に切り分ける仕組み
・　監視にかかわるエスカレーションルールの統一化
・　作業プロセスへの、記録・承認・点検の組み込み
・　システムの運用管理に係る業務の実施状況の記録と保管　等

⑨　他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が取引システムを利用することが見込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、以下の観点を含めた規程や方針等を策定し、適切に実施しているか。

・　品質を確保するためのテスト実施方針を定めること
・　システムのパフォーマンス・キャパシティ管理において、内外の状況変化による取引の急増を想定した計画を策定し、閾値を設定すること（新規電子決済手段の取扱い開始や販売促進時等、一時的な取引件数の増加が見込まれる場合を含む。）

⑩　システムの構成管理の目的及び方針、適用範囲を定めているか。

また、以下のような点について、構成の把握を行い、管理の有効性を確認しているか。

・　物理資源（ハードウェア、ネットワーク、サーバー、ＰＣ等）
・　論理資源（ライセンス、ソフトウェア、接続構成　等）

・　クラウドサービス、第三者への委託業務　等

⑪　現行システムの仕組みに精通し、システム企画・開発・運用管理について専門性を持った人材を確保しているか。また、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

⑺　システム監査

①　システム部門から独立した内部監査部門が、システム関係に精通した要員による定期的なシステム監査を行っているか。

（注）外部監査人によるシステム監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用して差し支えない。

②　システム監査の対象は、システムリスクに関する業務全体をリスク評価し、リスクベースで選定しているか。

③　システム監査の結果は、適切に取締役会に報告されているか。また、監査対象部門は、監査部門からフィードバックを受け、監査結果に応じた改善を行なっているか。

⑻　外部委託管理

①　外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討のうえ、選定しているか。

②　クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。

例えば、以下のような点を実施しているか。

・　重要なデータを処理・保存する拠点の把握・監査権限
・　監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映
・　保証報告書、第三者認証等の確認・評価
・　クラウド特有のリスクの把握
・　認証機能を含むセキュリティリスク評価　等

③　外部委託契約において、外部委託先との役割・責任の分担、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。

④　システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、リスク管理が適切に行われているか。

特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。

システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

⑤　外部委託した業務（二段階以上の委託を含む。）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。

さらに、外部委託先における顧客データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。

⑥　重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査の実施や、委託先の内部統制に関する報告書を入手しているか。

「委託先の内部統制に関する報告書」とは、例えば、日本公認会計士協会が公表する実務指針に基づき作成された「受託業務に係る内部統制の保証報告書」等が考えられる。

⑼　コンティンジェンシープラン

①　コンティンジェンシープランが策定され、計画に沿った手順書が整備されているか。

また、重要な外部委託先も含めた緊急時体制（サービスの提供元やシステムの連携先および発行者との連絡体制を含む。）が構築されているか。

②　コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの（例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編））を根拠としているか。

③　コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけではなく、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。

また、以下のようなリスクを想定した十分なリスクシナリオとなっているか。

・　サイバー攻撃
・　災害、パンデミック
・　システム障害
・　情報漏えい事案　等

④　コンティンジェンシープランは、他の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。

⑤　コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的に実施しているか。

また、訓練結果を踏まえ、コンティンジェンシープランの見直し・拡充等を計画的に実施する態勢を整備しているか。

なお、コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で、実施することが望ましい。

⑥　業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

また、定期的にデータのバックアップを取るなど、データが毀損した場合に備えた措置を取っているか。

⑽　障害発生時等の対応

①　システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。

　また、システム障害等が発生した場合に、利用者への影響を最小化するような措置を講じているか。

②　システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。

③　業務に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じ得る最大リスク等を報告する態勢（例えば、利用者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。

　また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。

④　システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。特に、夜間、休日にサービスを提供している場合、当該時間帯におけるシステム障害発生時の対応を含めた業務を運営するための十分な体制が整備されているか。

⑤　システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターや相談窓口の設置、協会の協会員の場合には同協会に対応を依頼するなどの措置を迅速に行っているか。

　また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。

⑥　システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、根本原因分析を踏まえた再発防止策等を的確に講じているか。

　また、システム障害記録台帳等を作成し、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。

⑦　システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステム的な仕組みを整備しているか。

（参考）システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人金融情報システムセンター編）などがある。

Ⅱ－２－３－１－３　システム障害等が発生した場合の対応

　コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式１）にて当局宛て報告を求めるものとする。ただし、ＤＤｏＳ攻撃事案の場合は「ＤＤｏ

Ｓ攻撃事案共通様式」(「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和７年５月 28 日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。))別添様式１)、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」(関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照)。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。ただし、障害原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を行うこととする。

なお、財務局は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者より報告があった場合は直ちに金融庁担当課室宛て連絡することとする。

① 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、

イ．電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務に遅延、停止等が生じているもの（利用者へ影響が生じたものを含む）又はそのおそれがあるもの

ロ．その他業務上、上記に類すると考えられるもの

をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合及び所属電子決済手段等取引業者等によって当該障害に係る報告がなされた場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。

② 必要に応じて法第 63 条の 22 の 18 に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 22 の 19 に基づき業務改善命令を発出するものとする。

③ 特に、大規模な障害の場合や障害の原因の解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等についてのホームページ等の一般広報における利用者対応等のコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請し、法第 63 条の 22 の 18 に基づき速やかな報告を求める。

Ⅱ－２－３－１－４　システムの更新・統合時等の対応

重要なシステムの更新・統合等を行う時は、必要に応じ、法第 63 条の 22 の 18 に基づく報告を求め、計画及び進捗状況、プロジェクトマネジメントの適切性・実効性等について確認を行い、重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 22 の 19 に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅱ－２－３－２　事務リスク管理

Ⅱ－２－３－２－１　意義

事務リスクとは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が損失を被るリスクをいう。電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の適正かつ確実な運営により信頼性の確保に努める必要があり、例えば、以下の点に留意するものとする。

Ⅱ－２－３－２－２　主な着眼点

⑴　事務リスク管理態勢

①　全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理態勢が整備されているか。

②　事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。例えば、事務部門による事故・不正等を防止するために、システムによるチェック機能や、複数の担当者によるチェック体制を設けるなどが考えられる。

③　事務部門は、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。また、事務に係る諸規程が明確に定められているか。

④　取引時確認事務、「疑わしい取引」の届出事務等の重要な法務コンプライアンスに係る事務を、所属電子決済手段等取引業者等から委託を受けて行う場合には、単なる事務処理の問題と捉えるにとどまらず、全社的に取り組むべき法務コンプライアンスの問題としての処理を行っているか。

⑤　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによって、業務の適正かつ確実な遂行が確保されない事態が発生した場合には、Ⅱ－２－１－３に基づいて、不祥事件として必要な届出及び対応を行っているか。

⑵　内部監査態勢

内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。

⑶　営業所のリスク管理態勢

本社事務担当部署は、営業所における事務リスク管理態勢をチェックする措置を講じているか。

Ⅱ－２－３－３　外部委託

Ⅱ－２－３－３－１　意義

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、利用者保護及び業務の適正かつ確実な遂行を確保するため、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業容に応じて、例えば以下の点に留

意する必要がある。なお、以下の点はあくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。

（注）外部委託に関する監督に当たっては、委託者である電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、外部委託先からのヒアリングを並行して行うことを検討することとする。

また、外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の同席を求めるものとする。

Ⅱ－２－３－３－２　主な着眼点

①　委託先の選定基準や外部委託リスクが顕在化したときの対応などを規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

②　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務内容・規模に照らして十分なレベルのサービスの提供を行い得るか、契約に沿ったサービス提供その他契約上の義務の履行が可能か等の観点から、委託先の選定を行っているか。

③　委託先における法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置が確保されているか。また、外部委託を行うことによって、検査や報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。

④　委託契約によっても当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と利用者との間の権利義務関係に変更がなく、利用者に対しては、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。

（注）外部委託には、形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視しうる場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も含む。

⑤　委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は利用者利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢を整備しているか。

⑥　個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、金融分野ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。

⑦　外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において利用者に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。

⑧　外部委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。

⑨　外部委託先による利用者に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

　その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

　さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

⑩　二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。

⑪　委託業務に関する苦情等について、利用者から委託元である電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

Ⅱ－２－４　障害者への対応

Ⅱ－２－４－１　意義

　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課されているところである。

　また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者については、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 28 年告示第３号。以下「障害者差別解消対応指針」という。）において、これらの具体的な取扱いが示されている。

　障害者への対応に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。

Ⅱ－２－４－２　主な着眼点

　障害者への対応に当たって、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、障害者差別解消法及び障害者差別解消対応指針に則り適切な対応を行う、対応状況を把握・検証し対応方法の見直しを行うなど、内部管理態勢が整備されているか。

Ⅱ－３　監督手法・対応

　検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の経営管理等又は業務の適切性等に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 22 の 18 に基づき報告書を徴収することにより、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

　さらに、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の利用者の利益の保護の観点から

重大な問題があると認められるときには、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して、法第 63 条の 22 の 19 に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 63 条の 22 の 20 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－３による。）。

Ⅱ－４　外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する基本的考え方

Ⅱ－４－１　外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の勧誘の禁止

外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（法に基づく登録を受けた者を除く。以下、Ⅱ－４において同じ。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る取引の勧誘をしてはならない。

（注）外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を含め、海外に存在する事業者が国内にある者との間で電子決済手段仲介行為又は暗号資産仲介行為を業として行う場合、当該事業者の行為は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に該当することに留意する。

Ⅱ－４－２　外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者がホームページ等に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る取引に関する広告等を掲載する行為については、原則として、「勧誘」行為に該当する。

ただし、以下に掲げる措置を始めとして、日本国内にある者との間の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る取引につながらないような合理的な措置が講じられている限り、日本国内にある者に向けた「勧誘」には該当しないものとする。

⑴　担保文言

日本国内にある者が当該サービスの対象とされていない旨の文言が明記されていること。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

①　当該担保文言を判読するためには、広告等を閲覧する以外の特段の追加的操作を要しないこと。

②　担保文言が、当該サイトを利用する日本国内にある者が合理的に判読できる言語により表示されていること。

⑵　取引防止措置等

日本国内にある者との間の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る取引を防止するための措置が講じられていること。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意す

る必要がある。

① 取引に際して、利用者より、住所、郵送先住所、メールアドレス、支払方法その他の情報を提示させることにより、その居所を確認できる手続を経ていること。

② 明らかに日本国内にある者による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る取引であると信ずるに足る合理的な事由がある場合には、当該者からの注文に応ずることがないよう配意していること。

③ 日本国内に利用者向けのコールセンターを設置する、あるいは日本国内にある者を対象とするホームページ等にリンクを設定する等を始めとして、日本国内にある者に対し電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る取引を誘引することのないよう配意していること。

また、以上に掲げる措置はあくまでも例示であり、これらと同等若しくはそれ以上の措置が講じられている場合には、当該広告等の提供は、日本国内にある者向けの「勧誘」行為に該当しないものとする。

⑶ なお、以上に掲げるような合理的な措置が講じられていない場合には、当該広告等の提供が日本国内にある者向けの電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る取引の「勧誘」行為に該当する蓋然性が極めて高いことから、当該外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、日本国内にある者との間で勧誘を伴う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る取引が行われていない旨を証明すべきである。

Ⅲ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ－１ 一般的な事務処理等

Ⅲ－１－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方

Ｉ－１のとおり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が営む電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関しては、所属電子決済手段等取引業者等が、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務の利用者の保護を図り、及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務の適正かつ確実な遂行の確保するために必要な措置を講じる責任を負うこととされていることにかんがみ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督に当たっては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者自身への監督の重要性もさることながら、所属電子決済手段等取引業者等に対する監督に重点を置き、まずは所属電子決済手段等取引業者等への監督を通じて、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が営む電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務の利用者の保護を図り、及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務の適正かつ確実な遂行が確保されるよう監督を行う必要がある。

ただし、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に固有の問題がある場合や特定の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の間に共通の問題がある場合等、当局が直接に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を指導・監督する必要がある場合には、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模や特性を十分に踏まえ、事務負担の軽減に留意する必要がある。

Ⅲ－１－２　検査・監督事務の進め方

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の検査・監督事務に当たっては、まずは所属電子決済手段等取引業者等に対する監督を基本とする。具体的には、所属電子決済手段等取引業者等に対する検査結果、ヒアリング等を通じて収集した情報の分析を行うことにより、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する問題点の把握を行う。

上記の所属電子決済手段等取引業者等を通じて把握した問題点については、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対するヒアリングや対話等を通じたモニタリング、監督上の措置、フィードバック、情報発信といった各手法を、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の状況や当該問題点の性質・重大性等に応じ適切に組み合わせることを通じて、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に必要な改善を促していくこととする。なお、その際には、所属電子決済手段等取引業者等に対する当該問題点の指摘や改善に向けた取組みの促進を行い、所属電子決済手段等取引業者等を通じた改善促進も行うものとする。

Ⅲ－１－３　検査・監督事務の具体的手法

⑴　所属電子決済手段等取引業者等を通じた検査・監督手法

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督に当たっては、所属電子決済手段等取引業者等に対するオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、所属電子決済手段等取引業者等が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を委託する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関する事項を含めるとともに、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対してヒアリングを行う場合にも、併せて所属電子決済手段等取引業者等に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の適正かつ確実な業務運営の確保の状況及び所属電子決済手段等取引業者等の内部管理態勢を確認することとする。

また、所属電子決済手段等取引業者等から提出される届出の記載事項などからも、所属電子決済手段等取引業者等による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の実効性ある指導・監督が行われているか等を確認することとする。

⑵　監督上の対応

①　上記⑴のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務等を通じた検証の結果、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の適正かつ確実な業務運営又は所属電子決済手段等取引業者等による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の指導等に疑義が認められる場合には、法第 63 条の 22 の 18 に基づき報告を求めるとともに、必要に応じ所属電子決済手段等取引業者等に対し臨機のヒアリングや法第 62 条の 20 又は第 63 条の 15 に基づき報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取り組みを促す。

② また、所属電子決済手段等取引業者等からのヒアリング等において電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に問題があると考えられる場合には、必要に応じ電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対してもヒアリングや法第 63 条の 22 の 18 に基づく報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取り組みを促す。

③ 報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第 63 条の 22 の 19 に基づく業務改善命令、法第 63 条の 22 の 20 に基づく業務停止命令等を発出することとする。

④ また、所属電子決済手段等取引業者等の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する指導・監督に係る態勢整備が不十分であるなど、重大な問題が認められる場合には、所属電子決済手段等取引業者等に対して、法第 62 条の 21 又は第 63 条の 16 に基づく業務改善命令等の発出を検討するものとする。

Ⅲ－１－４ 監督部局間の連携

⑴ 金融庁内における連携

所属電子決済手段等取引業者等監督部局又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者監督部局は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録申請がなされた（又は申請する意向を把握した）場合や、所属電子決済手段等取引業者等、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を再委託する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（以下「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業再委託者」という。）の内部管理態勢や電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する指導監督態勢等に問題が認められる場合等には、速やかに申請等の内容や問題の状況等を関係する監督部局に情報提供し、これを受けた監督部局は必要に応じ所属電子決済手段等取引業者等、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業再委託者の内部管理態勢や電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者への指導監督態勢等を確認することとする。このほか、行政処分又は登録等を行う場合やその他監督上参考となる情報を把握した場合には、関係監督部局に情報提供し、又は意見を求めるなど、密接な連携に努めるものとする。

⑵ 金融庁と財務局における連携

金融庁と財務局との間では、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を監督する上で必要と認められる情報について、適切に情報交換等を行い、問題意識の共有を図る必要がある。そのため、Ⅲ－１－５に掲げる内部委任事務に係る調整等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について、公表されていない問題等を把握した

ときは、適宜、監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。

⑶　管轄財務局長との連絡調整

管轄する電子決済手段･暗号資産サービス仲介業者に対して法第 63 条の 22 の 20 に基づく処分を行った場合は、速やかに、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の営業所又は事務所の所在地を管轄する他の財務局長にその処分内容を連絡するものとする。

Ⅲ－１－５　内部委任

⑴　金融庁長官との調整

財務局長は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理に当たり、以下に掲げる事項（その他の事項についても必要に応じ金融庁長官と調整することを妨げない。）については、あらかじめ金融庁長官と調整するものとする。なお、調整の際は、財務局における検討の内容（Ⅲ－３⑶の検討内容を含む。）及び処理意見を付するものとする。

①　法第 63 条の 22 の 19 の規定による業務改善命令。

②　法第 63 条の 22 の 20 第１項の規定による登録の取消し又は業務の停止。

⑵　財務事務所長等への再委任

登録申請者及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の主たる営業所等（内閣府令第８条に規定する主たる営業所等をいう。以下同じ。）の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、財務局長に委任した権限のうち、登録申請者又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が提出する届出書、申請書及び報告書の受理に関する権限は、当該財務事務所長又は出張所長に行わせることができるものとする。

なお、これらの事項に関する届出書等は、登録申請者又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長宛提出させるものとする。

Ⅲ－２　諸手続

Ⅲ－２－１　登録の申請、届出書の受理等

電子決済手段･暗号資産サービス仲介業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

⑴　登録申請書、届出書の受理

①　登録申請書及び変更の届出の受理に当たっては、次の事項に留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。

イ. 利用者に公的機関若しくは金融機関のごとき誤解又はこれらと特別の関係があるかごとき誤解を与え、取引の公正を害するおそれのある商号若しくは名称又は屋号を使用していないこと。

ロ．２以上の商号又は屋号を使用して、２以上の登録の申請をしていないこと。

ハ．内閣府令第６条第９号に基づき提出する委託契約書の内容について、次に掲げる事項を記載していること。

ａ．資金決済に関する法律等を遵守する旨の文書

ｂ．委託業務の範囲に関する事項

ｃ．委託手数料の決定及び支払いに関する事項

ｄ．委託業務の取扱いに必要な経費の分担に関する事項

ｅ．営業用の施設及び設備の設置主体等

② 内閣府令別紙様式第１号第４面及び内閣府令別紙様式第２号第４面記載上の注意１に規定する「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務上主要な活動が行われる場所」とは、電子決済手段仲介行為又は暗号資産仲介行為を行うに当たり重要な業務が行われる場所を指す。

⑵ 登録申請に係る代理申請

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に係る登録申請については、申請者及び所属電子決済手段等取引業者等の利便性、所属電子決済手段等取引業者等の申請事務の効率化、更に、登録申請書記載内容の精度の確保、事務処理の迅速化等を目的として、所属電子決済手段等取引業者等が申請書の内容を精査した上で代理申請を行うことなどが可能であることに留意するものとする。

また、代理により申請が行われた際には、委任状等により代理権の有無及び代理権の範囲について確認するものとし、代理権の範囲が申請書の補正依頼、登録済通知の送付等に及んでいる場合、当該依頼又は通知等は、代理人に対して行うことができることに留意するものとする。

⑶ 登録の申請の審査

登録申請の審査（事前相談を含む。以下同じ。）に当たっては、実質面を重視した深度ある審査を行うこととする。

具体的には、事業者のビジネスプラン及びそれに応じた実効的な内部管理態勢や、利用者保護を優先したガバナンス態勢の整備状況について、書面やエビデンスでの確認、現場訪問による検証及び役員ヒアリング等を行う。

① 内閣府令第５条第４号又は第５号に規定する、所属電子決済手段等取引業者等が２以上ある場合に、登録申請者が電子決済手段仲介行為又は暗号資産仲介行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を負う所属電子決済手段等取引業者等の商号又は名称が適切に記載されているか否かの審査に当たっては、以下の事項が満たされていることを確認するものとする。

イ．損害の発生状況等を類型化し、当該類型の全てについて、当該損害の賠償を行う所属電子決済手段等取引業者等の商号又は名称が明確に特定されているか。

ロ．いずれの類型にも該当しない場合、又はいずれの類型に該当するかが明確で

ない場合についても、損失の補てんを行う所属電子決済手段等取引業者等の商号又は名称が特定されているか。

② 法第 63 条の 22 の５第１項第１号イに規定する「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者」であるかどうか及び同号ロ「この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない者」であるかどうかの審査に当たっては、以下の点に留意するものとする。

イ．Ⅱ－１及びⅡ－２に掲げた主な着眼点について、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の事業内容や事業計画（規模・特性等を含む。）からみて、適切に対応するための態勢が整備され、その実効性が確保されているか。

特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互牽制機能が有効に機能する内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）が整備されているか。

なお、帳簿書類・報告書等の作成、管理及び利用者管理については、所属電子決済手段等取引業者等に帳票作成事務等を依頼し、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が管理することも可能とする。

ロ．申請者が法人の場合、定款に法人の目的として電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を営むことが含まれているか。

⑷ 登録の申請の処理

① 内閣府令第７条の規定による登録済通知書については、次により取扱うものとする。

イ．登録番号は、財務局長ごとに決裁を終了した順で 00001 号から一連番号とすること。

ロ．登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないこと。

ハ．財務局の管轄区域を越える主たる営業所等の位置の変更の届出を受理した場合の登録番号は、新たな登録をした財務局長において上記イ．に従い一連番号とする。

② 登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した内閣府令第 10 条に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする（Ⅲ－４参照）。

③ 財務局長は、登録を拒否したときは、総合政策局長に対して別紙様式２による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。

⑸ 変更登録の処理

① 法第 63 条の 22 の３第１項第５号に掲げる事項の変更をしようとするときの変更登録にあたっては、上記⑶に基づいて、その審査を行うものとする。

② 内閣府令第 13 条の規定による変更登録済通知書については、上記⑷①に基づいて取扱うものとする。

③ 変更登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した内閣府令第 14 条に基づく

変更登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする（Ⅲ－４参照）。

④　財務局長は、変更登録を拒否したときは、総合政策局長に対して別紙様式３による電子決済手段･暗号資産サービス仲介業者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。

⑹　変更届出の処理等

①　新たに役員となった者が法第 63 条の 22 の５第１項第２号ロ⑴から⑸までのいずれかに該当することが明らかになった場合には、届出者に対し、法第 63 条の 22 の 20 に規定する登録の取消し等の措置を行うものとする。

②　変更事項が財務局の管轄区域を越える主たる営業所等の所在地の変更である場合には、次により取扱うものとする。

イ．登録事項変更届出書の提出を受けた財務局長は、内閣府令第 16 条第２項第７号の規定による添付書類（登録済通知書）を保管する。

ロ．上記イの変更届出書の提出を受けた財務局長は、内閣府令第 16 条第３項の規定により新たに登録の権限を有することとなる財務局長に対し、別紙様式４により作成した変更登録通知書に、当該登録事項変更届出書、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿のうち当該届出者に係る部分、別紙様式５による財務局の意見書、従前の登録申請書及びその添付書類並びに当該登録事項変更届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しを添付して、通知するものとする。

ハ．上記ロの通知書の送付のあった財務局長は、遅滞なく、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿に登録するとともに、従前の登録をした財務局長に別紙様式６により作成した変更事項登録済通知書により通知するものとする。

⑺　登録証明書の発行

登録を受けた電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者であった者から公的機関に提出する必要がある等の理由により、その者の登録証明の申請があったときは、別紙様式７による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録証明を行うものとする。ただし、登録申請書類が保存年限を経過していることにより廃棄されている場合については、この限りでない。

⑻　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿の作成

内閣府令第４条に規定する登録申請書（内閣府令別紙様式第１号第２面から第 14 面まで（外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者にあっては、内閣府令別紙様式第２号第２面から第 14 面まで））に基づき、その登録を行った電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に係る登録簿を電子決済手段･暗号資産サービス仲介業者別に整理し、登録簿に綴るものとする。

⑼　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿の縦覧

法第63条の22の４第３項及び内閣府令第８条の規定に基づく電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。

なお、氏を改めた者が登録簿の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。

①　電子メール等による縦覧

イ．電子メール等で登録簿の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る登録簿を電子メール等で送付する。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。

ロ．登録簿の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。

ａ．氏名
ｂ．住所
ｃ．電話番号
ｄ．登録簿の送付を希望するメールアドレス
ｅ．職業
ｆ．縦覧を希望する登録簿に係る電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び登録番号
ｇ．縦覧の目的

ハ．当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る登録簿の送付を拒否することができるものとする。

ニ．他の財務局が所管する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に係る登録簿の縦覧の申請があった場合は、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を所管する財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。

②　財務局での縦覧

イ．縦覧の申出があった場合には、別紙様式８による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。

ロ．登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。

ａ．登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）

第１条に規定する行政機関の休日以外の日とする。

ｂ．縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。

ｃ．登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。

ハ．登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。

ニ．次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。

ａ．上記イ．からハ．までその他当局の指示に従わない者。

ｂ．登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者。

ｃ．他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者。

ホ．他の財務局が所管する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に係る登録簿の縦覧の申出があった場合は、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を所管する財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。

Ⅲ－２－２　法第 63 条の 22 の 17 に基づく報告書について

⑴　法第 63 条の 22 の 17 に基づく報告書の処理について

内閣府令別紙様式第 15 号に規定する事業報告書を処理する場合には、以下の点に留意するものとする。

・　「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の状況」欄における件数又は「媒介手数料等の状況」欄における媒介手数料等の額が著しく変動している場合には、当該変動の理由及び将来の変動見込み等について、ヒアリング等で確認するものとする。

⑵　金融庁への送付等

①　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に係る随時報告

上記⑴に関し、意見を付す電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者があれば意見書を作成の上、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が提出した事業報告書の写しとともに、提出期限後１ヶ月以内に金融庁担当課室あて送付するものとする。

②　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業登録状況一覧表の提出

イ．登録を行った全ての電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について作成した登録状況一覧表を、登録の都度更新し、半期経過後 20 日以内に総合政策局長に対して送付するものとする。

ロ．当該一覧表には、下記の項目については必ず記載するものとする。

・　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業登録者名

・　所属電子決済手段等取引業者等名
・　登録番号
・　登録日
・　廃止日
・　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の電話番号・メールアドレス
・　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務の種別
・　取り扱う電子決済手段の名称
・　取り扱う暗号資産の名称
・　兼業の種類

Ⅲ－２－３　廃止等の取扱い

⑴　法第 63 条の 22 の 23 第１項又は第２項の規定に基づき電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者より廃止等届出書が提出された場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合に限る。）には、当該廃止等届出書の提出を受けた財務局長は、当該事業の譲渡先の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の届出を受理又は登録を行っている財務局長に対し、別紙様式９により作成した事業譲渡通知書に、当該廃止等届出書及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿のうち当該届出者に係る部分の写しを送付するものとする。

⑵　上記⑴の通知書の送付のあった財務局長は、遅滞なく、当該事業を譲り受けた電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について、当該事業に係る変更届出書の提出等、必要な措置が取られているかについて、確認するものとする。

Ⅲ－２－４　電子決済手段･暗号資産サービス仲介業者が提出する報告書における記載上の留意点

別紙様式集における氏名の記載については、登録申請書又は変更届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者の場合は、旧氏及び名を括弧書で併せて記載するか、又は氏名に代えて旧氏及び名を記載することができる。

Ⅲ－２－５　書面・対面による手続きについての留意点

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者又は外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（以下「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者等」という。）による当局への申請・届出等及び当局から電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第６条第１項及び第７条第１項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。

こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本事務

ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

また、経済社会活動全般において、デジタライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。

金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。

更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。

このような官民における取組みも踏まえ、本事務ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本事務ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。

Ⅲ－２－６　申請書等を提出するに当たっての留意点

Ⅲ－２－５を踏まえ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。

なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。

Ⅲ－３　行政処分を行う際の留意点

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第２条第４号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第 63 条の 22 の 19 に基づく業務改善命令、②法第 63 条の 22 の 20 に基づく業務停止命令、③法第 63 条の 22 の 20 に基づく登録取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

⑴　法第 63 条の 22 の 18 に基づく報告徴収命令

①　オンサイトの立入検査や、所属電子決済手段等取引業者等に対するものを含む

オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件届出など）を通じて、法令等遵守態勢、経営管理（ガバナンス）態勢等に問題があると認められる場合においては、法第 63 条の 22 の 18 第１項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。

② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第 63 条の 22 の 18 第１項に基づき、追加報告を求めることとする。

⑵ 法第 63 条の 22 の 18 第１項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記⑴において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。

② 必要があれば、法第 63 条の 22 の 18 第１項に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

⑶ 法第 63 条の 22 の 19 又は法第 63 条の 22 の 20 第１項に基づく業務改善命令、業務停止命令、登録取消し

検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を含む。）を検証した結果、利用者の利益の保護に関し重大な問題があると認められる場合等においては、以下①から③までに掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

・ 改善に向けた取組みを電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の自主性に委ねることが適当かどうか、

・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

・ 業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。

① 当該行為の重大性・悪質性

イ．公益侵害の程度

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る信頼性を大きく損なうなど公益を著しく侵害していないか。

ロ．被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

ハ．行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の種類の電子決済手段又は暗号資産を取扱い続けるなど、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の行為が悪質であったか。

ニ．当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

ホ．故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

ヘ．組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。さらに経営陣の関与があったのか。

ト．隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

チ．反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

イ．経営陣の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

ロ．内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

ハ．コンプライアンス部門や内部管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

ニ．業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③ 軽減事由

以上①及び②の他に、行政による対応に先行して、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が自主的に利用者の利益の保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

⑷ 標準処理期間

法第 63 条の 22 の 19 又は法第 63 条の 22 の 20 第１項の規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、上記⑴の報告書を受理したときから、原則として概ね１か月（金融庁との調整を要する場合は概ね２か月）以内を目途に行うものとする。

（注１）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

イ．複数回にわたって法第 63 条の 22 の 18 第１項の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

ロ．提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

（注２）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

（注３）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

⑸　法第 63 条の 22 の 19 の規定に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

法第 63 条の 22 の 19 の規定に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求める。その際、以下の点に留意するものとする。

①　法第 63 条の 22 の 19 の規定に基づき業務改善命令を発出している電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して、当該業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の報告義務は解除される。

②　法第 63 条の 22 の 19 の規定に基づき業務改善命令を発出している電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して、当該業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合において、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときは、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅲ－４　行政手続法等との関係等

⑴　行政手続法との関係

行政手続法第 13 条第１項第１号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第２号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第８条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけではなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

⑵　行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

⑶　行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37

年法律第 139 号）第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅲ－５　意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者からの求めに応じ、監督当局と電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

法第 63 条の 22 の 18 第１項に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から、監督当局の幹部と当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注１）監督当局の幹部の例：金融庁・財務局の担当課室長

（注２）電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第 63 条の 22 の 18 第１項に基づく報告書を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

Ⅲ－６　営業所又は事務所の所在の確知

登録を受けた電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して、法第 63 条の 22 の 20 第２項の規定により営業所又は事務所の所在を確知するため必要な場合には、法第 63 条の 22 の 18 第１項の規定に基づき、別紙様式 10 による営業所又は事務所に係る所在報告書、営業所又は事務所に関する権利を証する書面又は営業所又は事務所の地図等の報告を求めることができる。なお、当該報告は、当該営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局に、提出させることができるものとする。

Ⅲ－７　不利益処分の公表に関する考え方

⑴　法第 63 条の 22 の 22 の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。

①　商号又は名称
②　氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
③　主たる営業所等の所在地
④　登録番号
⑤　登録年月日
⑥　処分の年月日

⑦　処分の内容

⑵　上記⑴以外の公表の取扱いについては、「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行為規範）」の「Ｉ－５．透明性」に規定された考え方によることに留意する。
　すなわち、業務改善命令等の不利益処分については、他の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、公表により対象電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

Ⅲ－８　行政処分の連絡

⑴　登録を拒否した場合（法第 63 条の 22 の５）
　財務局長は、登録を拒否したときは、総合政策局長に対して別紙様式３による登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。

⑵　業務改善命令の場合（法第 63 条の 22 の 19）
　業務改善命令を行った場合には、金融庁担当課室、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務に係る営業所又は事務所の所在地を管轄する他の財務局長あて関係資料を送付するものとする。

⑶　業務停止命令の場合（法第 63 条の 22 の 20 第１項）
　業務停止命令を行った場合には、金融庁担当課室、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務に係る営業所又は事務所の所在地を管轄する他の財務局長あて関係資料を送付するものとする。

⑷　登録取消し処分の場合（法第 63 条の 22 の 20）
　登録の取消し処分を行った場合には、金融庁担当課室及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。なお、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が法人である場合には、当該取消しの日前 30 日以内の役員の氏名（法人にあっては、商号又は名称）に関する資料もあわせて送付するものとする。

別紙様式１（ひな型）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ４）

財務（支）局長　　殿

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者名
代　表　者

担当者情報	
所属	
氏名	
電話番号	
E-mail	

今般、以下のように障害等が発生したので、　年　月　日付〇〇第　号に基づき報告します。

障害発生等報告書

（第　　報）　　　　　　　　（ 連絡日時：　　　　　　　年　　月　　　　日　　時　　分 ）

項　　目		内　　容
障害の発生 日時・場所	発生日時	年　　月　　日　　時　　　　分頃
	発生場所	
障害の発生した サービス	サービスの概要	
	サービスへの影響	
障害原因	障害分類	
	原因内容等	☐ 未確認　　　　　　☐ 確認済 内容（　　　　　　　　　　）
対象システム	システム名称	
	システムの概要	
被害状況等	復旧見込	☐ 復旧済み（　　　　日　　時頃） ☐ 復旧見込み（　　　　日　　時頃） ☐ 不　　明
	事象分類	
	被害状況	
	復旧までの影響	
	法令違反の有無	
	所属電子決済手段等 取引業者等への 影響	
対処状況	復旧までの対応	
	対外説明	
	その他の連絡先等	
事後改善策		

（記載要領）

１．第１報については、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても差し支えないものとする。
第２報以降については、第１報後の状況の変化の都度適時にその状況を記載する。
なお、「連絡日時」には、各報告を行った時点での日時を記載する。

２．サービスへの影響や原因等が多岐に亘る場合、または補足説明資料等がある場合については、本様式にその旨記載した上で、別紙に記載し添付することも可能とする（様式任意）。

３．「障害の発生日時・場所」欄における「発生場所」については、障害が発生しているシステムの設置場所（市町村名まで）及び店舗舗等の名称を記載する。

４．「障害原因」欄における「障害分類」については、報告時点において障害分類表で示した原因の中で分類可能なものを記載する。
なお、障害の原因が多岐に亘る場合は、該当し得るものを複数記載することを可とする。
また、「災害」を起因とするシステム障害については、通信障害による遠隔地での通信スループット低下等のように被災地以外で発生したものに限り、本様式に記載する（被災地で発生しているシステム障害は本様式に記載する必要はない。）

５．「対象システム」欄における「システム名称」については、障害が発生しているシステムの名称、または当該システムが担っている業務名（勘定系、対外接続系等）を記載する。

６．「被害状況等」欄における「事象分類」については、障害分類表で示した「事象の分類」の中から選択し記載する。
「被害状況」については、被害（利用者への影響等）が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載する。
また、「所属電子決済手段等取引業者等への影響」については、所属電子決済手段等取引業者等への影響が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載する。

７．「対処状況」欄における「復旧までの対応」については、応急措置や抜本的対応（代替措置等の状況・方針）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載する。

８．「対処状況」欄における「その他の連絡先等」については、警察、セキュリティ関係機関、他省庁等に対して、既に本障害等を報告している場合に、その内容を記載する。

（障害分類表）
本様式の「障害原因」欄における「原因分類」並びに「被害状況等」欄における「事象分類」には、下記表のコード番号を記載すること（複数選択可）
報告時点において不明である場合は、空白であっても差し支えない

＜原因の類型＞

脅威の類型	コード番号	原因の分類	説明
意図的な原因	１－１	外部からの不正アクセス	外部からの不正アクセス、不審メール受信、DoS攻撃等によるサイバー攻撃
	１－２	内部不正行為	内部者によるユーザーIDの偽装利用、権限の悪用等
	１－３	その他の意図的要因	上記に該当しない意図的な原因
偶発的な原因	２－１	ソフトウェア障害	ソフトウェアの不具合等
	２－２	ハードウェア障害	ハードウェア等物理的な不具合等
	２－３	管理面・人的要因	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等
	２－４	システムの脆弱性、不審なサイトの閲覧	事前把握が困難かつ意図していない現象の発生
	２－５	他の分野からの波及	電気通信・電力供給サービス等からの波及
	２－６	その他の偶発的な原因	上記に該当しない偶発的な原因
環境的な原因	３	災害や疾病	災害や疾病による障害
その他の原因	４	その他	上記の脅威の類型以外の理由による障害

＜事象の類型＞

<table>
<tr><th colspan="2">脅威の類型</th><th>コード番号</th><th>原因の分類</th><th>説明</th></tr>
<tr><td colspan="2">未発生の事象</td><td>X</td><td>予兆・ヒヤリハット</td><td>サイバー攻撃の予告・予兆や事象発生に至らなかったミス等のヒヤリハットなど</td></tr>
<tr><td rowspan="7">発生した事象</td><td>機密性を侵害する事象</td><td>A</td><td>情報の漏えい</td><td>重要情報の流出など</td></tr>
<tr><td>完全性を侵害する事象</td><td>B</td><td>処理結果の誤り、情報の破壊・改ざん</td><td>必要かつ正確な電算処理結果が得られない事象や、データやWebサイトの改ざん、重要情報の破壊など</td></tr>
<tr><td>可用性を侵害する事象</td><td>C</td><td>システム等の利用困難、処理の滞留・遅延</td><td>システムの継続利用の不能や、システム処理・応答の遅延による適時の結果取得が不可など</td></tr>
<tr><td rowspan="4">上記に繋がる、或いは繋がる懸念のある事象</td><td>Ｄ－１</td><td>マルウェア等の感染</td><td>ウィルス、マルウェア等の感染</td></tr>
<tr><td>Ｄ－２</td><td>不正コード等の実行</td><td>システム脆弱性等をついた不正コード等の実行</td></tr>
<tr><td>Ｄ－３</td><td>システム等への侵入</td><td>サイバー攻撃等によるシステム等への侵入</td></tr>
<tr><td>Ｄ－４</td><td>その他</td><td>Ｄ－１からＤ－３以外の事象</td></tr>
</table>

別紙様式２（ひな型）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ４）

文　書　番　号
年　　月　　日

総　合　政　策　局　長　殿

財務（支）局長

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録の拒否について

　　年　　月　　日付で申請のあった下記電子決済手段・暗号資産サービス仲介業登録申請者の登録については、下記理由により拒否したので、当該登録申請書の写し等を付して通知します。

記

商号又は名称
氏　　　　名
（法人にあっては、代表者の氏名）
登録の拒否の年月日
拒　否　理　由

別紙様式３（ひな型）　（日本産業規格Ａ４）

文　書　番　号
年　　月　　日

総　合　政　策　局　長　殿

財務（支）局長

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の変更登録の拒否について

年　　月　　日付で申請のあった下記電子決済手段・暗号資産サービス仲介業変更登録申請者の変更登録については、下記理由により拒否したので、当該変更登録申請書の写し等を付して通知します。

記

商 号 又 は 名 称
氏　　　　　名
（ 法 人 に あ っ て は 、 代 表 者 の 氏 名）
変更登録の拒否の年月日
拒　否　理　由

別紙様式４（ひな型）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ４）

文　書　番　号

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

財務（支）局長

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の変更届出について

標記のことについて、当（支）局登録の下記電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から別添の変更届出書のとおり主たる営業所等の所在地の変更届出があったので、関係書類を添えて通知します。

記

商号又は名称
氏　　　名
（法人にあっては、代表者の氏名）
住所又は所在地
登　録　番　号

別紙様式５（ひな型）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ４）

意　見　書	
商号又は名称	
電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の概要	
（登 録 年 月 日）	年　月　日
（概　　　要）	
（問　題　点　等）	
直前の検査結果	
苦　情　の　状　況	
行　政　処　分	
その他参考事項	

（記載上の注意）

「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の概要」については、取り扱う電子決済手段又は暗号資産、委託を受ける電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者並びに電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容及び方法の概要等についても記載する。なお、記載しきれない場合は、概要がわかる資料等を添付する。

別紙様式６（ひな型）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ４）

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

財務（支）局長

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の変更届出について

年　　月　　日付　　　　　号で通知のあった標記のことについては、下記のとおり当（支）局の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿に変更登録したので通知します。

記

商号又は名称
登 録 年 月 日
登　録　番　号

別紙様式７（ひな型）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ４）

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録証明書

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

申請者　　商号又は名称

氏名
（法人にあっては、代表者の氏名）

下記のとおり、資金決済に関する法律第63条の22の２の規定により登録を受けて（いる／いた）ことを証明願います。

使　用　目　的	
提　　出　　先	

記

商号 又は 名称	
氏名（法人にあっては、代表者の氏　名）	
住所又は所在地	
登　録　番　号	財務（支）局第　　　　号
登録年月日	年　　月　　日
業務停止期間	年　　月　　日から　　　年　　月　　日
業務停止営業所又は事務所	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日　　　　　　　財務（支）局長

別紙様式８（ひな型）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ４）

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿縦覧申請書

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

縦覧の目的			
登　録　番　号	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の商号若しくは名称又は氏名	貸出	返却

上記電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿を縦覧したいので申請します。

申請者　氏名

住所

電話番号　（　　　　　）　　　　　ー

貸出	時　　分
返却	時　　分

別紙様式９（ひな型）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ４）

文　書　番　号

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

財務（支）局長

事業譲渡通知について

標記のことについて、当（支）局の下記電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から別添の廃止等届出書のとおり法第63条の22の23第１項又は第２項の規定に基づく提出があったので、関係書類を添えて通知します。

記

商号又は名称

氏　　　　　名
（法人にあっては、代表者の氏名）

住所又は所在地

登　録　番　号

別紙様式10（ひな型）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　　　　　　　　　　　　　　財務（支）局長第　　　　号
住所（郵便番号）
電話番号（　　　　　　　　　　　　　　　）　　－
商号又は名称
氏名
（法人にあっては、代表者の氏名）
国内における
代表者の氏名
（個人にあっては、国内における代理人の商号、名称又は氏名）

営業所又は事務所の所在報告について

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿に登録された営業所又は事務所について別紙のとおり報告します。

（別紙）

<table>
<tr><td colspan="2">登 録　番 号</td><td>財務（支）局長　第　　　　　　　　　　　　　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">商号又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">営業所又は事務所の名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">所　　在　　地</td><td>（郵便番号）

電話番号（　　　　）　　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="8">営業所又は事務所の概要</td><td>（ふりがな）
代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>職 名 及 び
職 務 内 容</td><td></td></tr>
<tr><td>業務を執行する権限の基礎</td><td>１．代表権者がいる　　　　　　　　２．社内規則等による委任
３．その他（具体的に）</td></tr>
<tr><td>常時行っている電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務に係る業務内容</td><td></td></tr>
<tr><td>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務に係る従業者の数</td><td></td></tr>
<tr><td>営業所又は事務所の占有</td><td>１．自己所有　　　　　　　　２．賃借
３．その他（具体的に）</td></tr>
<tr><td>営業所又は事務所の規模・設備</td><td>（規模）　　　　　　　　平方メートル
（設備）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（記載上の注意）
代表者とは、当該営業所又は事務所の業務を統括する者（本店長、支店長、営業所長等）をいう。</td></tr>
</table>